源氏物語評釈

二

○語釈

これハ年頃わつらひし中風にて手をやミうちはへ八板
下をのくるにたえさる源氏の語釈たえむとする事
いとうれたくかなしうおもひこれまでさてかの影をつる
ちうさくるをものしてまゐらくるあるまじき書冊とはなりし
語釈をもおぼえんとおもひしつとてつらはうのかと
なれなはいてにころふところをへて次の巻ハ人の手に
かくしめるをいそうかたるまとしまいらせんたる

文久のはしめの年菊月

たかみち　謹道　しるす

源氏物語語釈二之巻

○若紫巻語釈

わらはやみ　初丁オ　雅集 渓塵秘抄口伝集十 おこりわづらひのことなどしる〳〵てありけるに 新 疑(コリ)かたまることにてハせんだくなりたく
右のごとくあまくのまじなひなど為(し)こゝろして八瘧の古事にて〳〵してりふくも せんかたなく悩ましくも 釈 疑釈の説為(し)凝(コリ)りてといふまてる八ふらりし頭ちふくへき ごとく縮(シジ)ミ凝(コ)るこの語の状治(ハタラ)りして凝(コ)りして といへるにていよく〳〵なりうなり

なにがし寺　旧ウ　釈 すべてなにがしと八馴(ナレ)といふ縁を 治(ハタ)りしるゝ物学ぶを習(ナラ)ふといふも学びく押して其事に馴(ナル)るをいふなるべしも源氏君ハ かやうの山さるどの歩行を馴(ナレ)ぬなれめづらしうおもひしくくなるに准へて知べし

所せき法身なく　同　細 河海云ひろさんくしうく語孔只いせぐれんくはあられなど かろうじくハあれさ侍く　釈 此詞ホハさまぐくふつらひされど 何事も所狭(トコロセシ)の意より将りるゝくてハ源氏君ハ半ろれ法身にて下ざるれのくとくなる まつせくそぐらありきも意ゑまりぬを所狭(セキ)法身といへるゝ俗ふキウクツナ バセマナなど いふよあされりつ文所ふようてハ治法ふいそれるごとくひろたんよいへるもありてまにハ半称す の際くるまて餘地の狭くなまりる意なりて所狭といへるゝ将まるまくんを除けてみるべし皆 所狭のことゝなるへし

ひじり　同　釈 此詞もとハ皇國の天皇此御事を稱(ショウ)なまりる也て日知(ヒジリ)の意 なりさる八天皇ハ天照大御神の御子として天津日嗣(アマツヒツギ)を知(シロ)し

九曜文庫

めせども高光日の御子などゝ申されしをもて日知とハいひしなりて轉るに漢國にて王の徳あるをバ聖人といふをもて日知に聖字を充るより轉りて法にハひじりとハ聖をいふことのごとくなれるども其もハいとく矣なるものにてよくも充らぬ字ともいふべしさてまた法師の徳行至れるをも文字を借く聖人といへりしよりつひにハ行徳ある僧をいふ名のやうになれりしなるべしされども僧ハ位あるものにあらねバいよ〳〵ふさはしからぬことなれどもいかゞはせむまのあたりしきこえていふなりし　今世にハまれ〳〵轉りて乞丐僧をさしてひじりといへるなどもあり　いとめでたくきこゆることなるを　あるひじりハ行徳ある僧のことなり

大とこ　二丁オ　餘　釈氏要覧曰僧史畧云即唐代宗大暦六年四月五日勅京城僧尼臨壇大徳各置十人以為常式此帯臨壇而有大徳二字以為始也　増輝記云行満徳高曰大徳

すゝせなる　日　同　すゝせハのまゝ　そるく世俗に飲いてをすれいふとかく　箋　食字のかれ松のはふをとすれてふどいふハ　あかずし　拾　日本紀第二十四皇極紀云以水送飯うつハ物語に松のはふをすゝきてとゝふり

餘　婆悦のうつハハ　あてるなる事と

ゆたびろ　四丁オ　同　寛ひろきなるゝ地窄虚空寛　白氏文集　那の大河のゆたびろにあらぬ物いとゞ波のさわ　らん　岷　私云河のこゝろかくる気もなく海の面れいろ〳〵に似たるを　拾　ゆたびろふ寛大の心とは　いかなるさゞ波にもわたるといはんかたなくこそ聞ゆれ　もとよりしく〳〵この六帖なるよりハ見てぬことどもあまたありて練習バその字と定むべうしるて　又大河のべれと記きれど現本大川水のとあり現本よろ流下ふいさうてあるべし　新　万葉なる波のゆくさいふ寛の字を用ゐしとそひ合せるにゆたびろもゆるくにひろきをいふとぞいへるよりふハ大さきえあるゝ　釈　此歌六帖三の歌けハ海ふ引きてる

こゝかれバそらも又よく知まじけれど海ふ寛ひろしとうきてゝるよりさゝのうこ諸抄られそこよのく称まてゝるハいゝかのみよしの大河のれといふ歌の中ゆたびろよハ全く寛大のさとハゆすがまじバにそあらハ詞のつぎきゆやびろよあしぬをいまでばゆたびろあるめでたると論あしされバ寛ど成寛大の心としてハ不寛大ゆたかなく浪のさゝらんといふとくあわてこんゆすがるたよハあるずや寛大なるならで接かある所なしだかの古なふ淺きせるよてあげ波ハそてといへらんかごとく波の立べきさゝることなくよしバ波の立らんと称ふべきなハあしざるべし結句ハあらじ波のこゝろん　とやくよ称ひゝる例の辞なるとやさまじバされハ中くよ不寛大をゆたびろといふいふとぞゆゆるさてハゆたびろれあしぬねらしハ狭小なしぬものといふさるよなあめて結句の波のこゝろんふかけあひてゆすかるかりかまじ仮ふツンボリトシタと譯しつそこの説まぶもいくつしごとく明石浦ハまぶに淺海島あやて海の面ハ陸らしまていと狭うゝる所なまじバうらぐ寛大のさまでハあるのひがゝれたすくさて右の歌二句を大河のべとしゝるハ湖月抄ふのせて河海よハ大河水のと引まてゝうさまじバ拾遺よいへる引てゝゐのへるよハあしで湖月の写しほあるとあきらけし

いはきむすめ　五丁ウ　釈　いつきハ神代紀ふ崇字を訓るさゝるて忌清まもりて敬ひ崇ぶをいふを本まて大切にさゝるのに称しいくつされバ斎宮に禁まいそひ児とよめるごとく大切あしてめでつゝ女をいつきむすめといへるふて体言なりうをとめのさゝふかぎりあれみどりの侍いつきむすめもえくともあり

さいなまく　八丁ウ　釈　さいハ河海の傍邊ふ罪字を充られるごとく此字のさまあるべしなむハ辞ふていとなむさむさむなどのなむに同じ又河海ふ事態あどれ字を出して日本紀論語文選などに記されるハいかであしん此字の字れさハさうふ遊

例の暗記の謬なりくやさて其ハくぐ意ちる
てふひて俗にイチメルといふよくあてきり

おくしもて 十丁 オ 河 おくしもてとえふく 新 おくれくしハ古今に 釈 この
かぎりなきにもおのよそにも人をんでおくしさんやハと出る詞くえく
抄語の中に後ならしといふ語あまさりてきて同し詞にて俗にオクレサスルといふなく

あさもち 十七丁 ウ 河 あさくもなきんれ 拾 今按以あさもちてなちハそこそちあと
のごとくそんへる詞なり万葉に第十二に紅のうすそめ衣あさもち
に又あしぞめれあさもちの衣あさもちにとよめるなりにとりに浅の一字をあさもちと読り
釈 此拾遺の説ならし但万葉の歌を略解にあさもちによめるよろしきなりも
形容辞あぢもさハいさゝか異なり

はしくみに 十九丁 オ 拾 後撰恋四「いかの人の歌中れば清水見る
うらふさしくむ物をならず影かきり
かげろふ日記よ人のあれまへちられいづくよ八月十五夜月の影うつりるを女どもみるならに
れいぢるよふえふきて出く人あり「まるよりくもちくのあをときくるべにさしくむぞなりん
ゆる月かげ 王 拾遺まよえく此語於日記の歌によりきバ源といふでもさしくむといへハ源の
さしくむ之経きバこの歌も初二句さしくむ源よ神あらし なりてそ源氏君の歌れ四の句
のこくさて下句ハなちんにまよすあるまハ影もさるぞぬといへるえく 餘 真淵云後撰の
歌そ同に源さし合むて清水をくむよいひよせてら蜻蛉日記よさしくむばかり見ゆる
月影とあるを手にくみて見るばかり月のくぶちに見ゆるとおなじくよふよせていへり
さてのもこれらをとりて水よ影なうつさまでも此語のわけにさし合を略せりとえも
侍てさしてふ語もさしあてかさしつけなどいふ時ちくぶちなるさあまでバ物をくぶちに
はちる影ちにいふなりく今のも濁彼の古語ぞけずとさしつぎに神あしはとよそらと

遠此さくくえくの歌を同君の歌とならいへるハうとろし 僧都よ物ひなし 〇雅言考る
に神ぬらしなる山水とハ多武峯出物語よ岩よりより山水よこそ神ぬらしき君がぬらしん宮ハ
物うハさしくみに打つけといへるよちらじやどり本のまふにおもあみぐちよなくもぐさなは
あしねどはしくみにハ程ひとわりきだとみてなどにあふべし
などの意といへる説ハよろしさて詞のかとそいふおるえさ
ともあれぐにさし合の略とあるもいかであらん猶考ふべし

めもあやなるに 二十丁 オ 釈 此詞さしつけようちはけに
餘 真淵云あやあしとハ織物の紋れあざやかなるぬよりおきく出の耳に満ぢていへるその
ごとくはハ紋の鮮かなるより出くうつくしき物よいへり万葉よおぼよ言しさとめる
も鮮なる方よていへく 朗云あやよハあやにもいひく虚語なりめもあやにのあやにと
ハ異なり 釈 形状の説あやを紋よりいでるやうにいひきてるのもハよろしくへる月も文き

さゞなみ 廿六丁 ウ 拾 さゞなミハ近江に央の字を出しきへりあやにえんくる字
てらつくしに まねぶつるなし 万葉十二「人間守あし後ぐしにつれも
えそ咲る
こきあひんしうふをそださおもき「あさゝ浪へなきのきよう大君の浦のはさざるこその
ちくひんも此後の歌も第十二にもいはの神はしにつきて桜まるにさぐれてくちらん
とんくらあさてくろとハはころのんあり此語ほふなりさざのすぢあくあらん中ほなりまのきざ
るきくろよれよにくろわひをるんく央の字ハくなひてもえんぬ字え 釈 大くは説のごとしさゞれ
定のきまてよきかぐのえりくる時なくんくの唱まるを
いかもいひそむるあらられ出ていぐるもえびハく

なげの情 廿七丁 ウ 拾 後撰
こくのえハなげかる物といひなぐ名をぬこあそ名もえらん古帖「あさきさえなげの
こゑりくいひたづら名ハねくふかくるものえハ花盛集てのなきなげなる物とおもひせぞ

ゆうはんの住くらしもあらん 釈 なげハ無氣のこゝろにて俗にナサヽウナといふ心なりさて

その無氣なるハ物の事は無氣なる様いふことにて常やかの人もあらハなげの花は住のたとへ

るも着なるハ無氣にあるうちの住にいひてこれも同じことなり

出ることなれバまだこの世にハあるまじき事なるの心なり

よにもしらぬ 卅九丁ウ 釈 此世中にハいまだ見も聞もせぬといふことにてすべてめづらしき事にいふ

くしきすぐれたるにいひても甚しき意あり

よしなみ 四十丁ウ 釈 なみハ形容辞よしあるなど云ふにて上品なるよしありて奥ゆかしきをいふ詞なり

○末摘花巻語釈

こゝもかしこも 一丁オ 河 こゝもかしこも又もあはれなるべし今はいふぬ世なりし 古今集 新 是ハこゝかしこの心にてまた住する詞の様もいひて万葉巻十四に中臣宅守

うちよき住にまゐる少女等上姫子がよめる 安波受麻左の麻を添へる様やなる時もこなたにて詞と定めされど

今ぞくやしき 安波受麻 釈 詞を吟味あるに安波受麻手

形見にも今は逢事の晩なるをもて見むとあるに古今集ぞもなきつまを晩をし詞やもて古人釈道を

根ぶかき所にこゝを鈴虫の聲ぞなれど 湖師 夕顔の事はさまぐの物思ひにかゝらぬとて

釈 新鈴の説よろしきを不逢妻の晩ならんとあるまで下ハこなひがたきさる詞

あるべしやハ海ぞる所も思ねバさしおきつ 湖月師説によろし 決すべし

けしきばみ 同 玉補 俗に気持があるといふことの詞也 釈 ばみハ形容の辞にて気色をあらはしてみゆるさまをいふ

さて葉にこもれる花ぞとよする詞ハ体言にて次のてにをはさといふ詞に對へる句法となりたるさて

ハおもはぬけしきのあるがもと様を見えてきたるにて句を切てよむべし みるとぬきさりのことばぞ

となりたるはいづれもさて四句一對の文法なるをつけてよみあぢはふべしさておしはかるぬきさりのことばぞ

よハ源氏君のうけひきなぞいづれも心をゆるさぬおもむけして言葉をかんたるをもねんじる心を

心ありたる此詞のてにをはさるハいづれも心ゆるしなくおもしげなるせんとて本意ともとよべきつくろひをうつて

見はなれぬあぢ

かごとげなしと思へど 四丁オ 拾 かごとげなしはめづらしきなり物語をかきて

争心をいひつく かごとげなしといふハ俗にかごとにいふことなし姫

なかりけるをかくうみわびての物を借りたるをかごとといふことを 釈 かごとげなしに厚字なきを尚きかん此語

述の説のてきこえたるうされど物語文どもよつひきたることをさらに難しきに俗にアリガタイ モツタイナイ

オソレオホイ事かあることに今ぬかおもひけてすむ所に源氏君を垂せなりなん うしろめたく覚ふらて只今顔をならぬ身体なくおもはすしたり 拾遺ひがことなり

こはぶえ 八丁オ

拾 和名抄云篇云 云此事の事欽但かくもの咲のなべき物をもおぼれば外の筆をさる筆より作りて来ることいふ 釈 此説いとくさる筆第八もとより狗業ふ見ゆる筆なり今は業家中にもいふ混へてかくいはれつんづのし

さまあしかんなきまく 九丁ウ

湖 わづんなくも世のさまも知るもおぼえひ [illegible] 釈 このことは郷月のとし但さまあ [illegible]

うんとるふ詞は [illegible] 掛伴のところきまのさなをとこるをしても [illegible] 将し [illegible] ひて [illegible] 様のあしきやふにあり [illegible]

よばひさやましう 十一丁ウ

湖 世人に似びて [illegible] 釈 [illegible]

あんぐりつまでも [illegible] のこありて [illegible] 男女の [illegible] 人のこちしてんやましうおぼえすくさふ老人の世 [illegible]

孟 不辞退さんがふ人の中事 [illegible] 釈 注の [illegible]

まぬ所ぐまくべきこといふぶぬとあるは詞のはちまくに [illegible] 五段の拾 [illegible]

いなびぬ 十五丁オ

河 [illegible]

詞とくらぬ

こゝろけさう 十五丁ウ

釈 此詞は心繫想のさ [illegible]

[illegible] 心化粧の [illegible] 化粧 [illegible]

詞 [illegible] 小侍従 [illegible]

しぞき 十六丁ウ

拾 毎言 進退両 [illegible]

説の [illegible] 餘 [illegible]

河 日本紀曰唯咽進退一泣懐悒毎

[illegible]

日本紀に棲遑進退をしぞきといふ [illegible]

餘 [illegible]

所許言 垂仁天皇巻 又曰棲遑不知其所 第七 此事秘説有 孟 河海に日本紀を引て進退の字をひとむ可知之 [illegible] 進退ふ [illegible]

[illegible] 進退か [illegible] 云々 [illegible]

十二日於議定所講讀の時此字を中 [illegible] 又云 新 [illegible]

[illegible] 日本紀に棲遑 [illegible]

[illegible] 又急に [illegible] 云々 下畧 釈 [illegible]

[illegible] 河海孟津 [illegible] 拾遺 [illegible]

[illegible] 拾遺集 [illegible]

あやなし 十七丁オ

餘 [illegible]

[illegible] 花ニ鳥ニ及ビ [illegible] 此詞 [illegible]

又聞 [illegible] 朗云 [illegible] 文のさ [illegible] ワケモナクウラチモナイ事 [illegible]

そゝや 廿四丁オ

湖師 [illegible] 釈 [illegible]

[illegible] 文のな [illegible] 白氏文集長恨歌 [illegible]

餘 考ふ [illegible]

しかるを春さめきとよみて新古今集秋上にのせて斎宮女御の歌なり詞書に紀の國の人の
おとすれはそなたのくもゝに志きりも入ぬ東野が同しそれやはみなぞあなぞなどゝ詞同年之根月の
ことにいかにぞやと云詞にはいやと云也此詞に夫木の抄寂蓮のうたに歌のおもそれやとあれなり
みなもと昭 釈 鏡破の字を根説と云べしソヨヤとうけたまはりかくに野字たしかに其をやに当りたる
あらざるべし俗言にソリヤコソ
あそこにふあそこにおもしべし
競然有形注競然空處而堅固之貌と
あり音哮白骨貌ト釈文ニ見エタリ

さらびて 廿六丁オ 河 競 荘子やまとつまりたる 餘 競の字荘子
至楽篇にみえたり曰荘子之楚見空髑髏

なれくしう 卅三丁ウ 釈 なりわひにくるしといふは同しツ
あかさきさ平人をくるしう人とも
梓にて浦のせたなみうきぐさの事にはあらずかへりぐず
なれ人とも云ふなかれの義に同しさて二ツ年ねりひて解さといふ形容

くもや 卅五丁オ 餘 から火の光
か人はあやしと
ひきまゐれりくふくごもらせまれてばかりくしてぞかたれてまくを云ふや
おひ給へんとぞまびのうへぞくぞやとて此は後撰集恋四

あらまて 卅丁ウ 新 同ふ若へて
あらぶてふを形容
あらじとのをいふ此の年之古今集に載きぬ人はいへども常にかくぬらずんばあらじとて物思ふてあらじ
定なり 餘 清少納言にたぶにやぞなりまさらゆみじられいつるはあらぬ世すふあらじ車のいつぶらつ
結ひとゆて物のぬる治捨遺にあらずあかれのめぐるやとひくらぬをめぐらなもあへずあらじ哀く
なきまとぞいひくるびかあまたる詞之朗云此詞をやく家隷にあり 小蓑詞 それの本に注にも

たをとや紀 卅七丁ウ 釈 たをはぷとぬとを通ひて和らなる紙をいふことぞや
ことやめれど形兼やきかは形容の辞にて花や
イヤ何テモナイと云今
の俗語に當るといへり

ひいな 卅九丁ウ 餘 崇神紀哥比賣那素寐公望私記曰言不知殺逆之謀為児
のやぎさふ
女之遊今案比々奈遊也 釈日本紀 かくあれはひなの假字を用いし
おれらし

釈 空の沖雉宛雛 七十ぴいひよと云ひとむかぶ鳴ことあるはこれは雛をいふ云の本義なるべし又おほ
ます十ふ云ゐ形をちひさくなりてわらいのもてあそぶ物を物語にみえもふひなとはいへりしかるに
つくしたる詮なき此ぴなにあずらへていへる名にて字も雛とかき今此字の人もひなといふをぬらく
ともいくらは詩歌をきつゝ四時をきつぶ女房をわふびとぞいふなびみでびよしを引ていふ
假字はひなと書べき詮なきにかくぞへりかれ此雛形とよむもちいさき物したるよしの名なりと今枕
此などふを初めて比奈ふといへるぞさらにびなと比と奈の上に比を添て後に伴の
あるゆへあらざるべしたゞまなむかはなにもあれは比と奈とにふ云此二ツ変れたるを比伴ぶらは
いかなるかぐら比奈あは古ふ切り安らまは之之れば假字は玉の本に注ひつ

あへなん 四十一丁オ 餘 業ふあへなんとふ詞あつかひ物語にあしたるべくは扨そゝかきかの中ふはてくらも
ぺんぐ詠伝にまる世なるらむ又同巻この後事の徑にいととなりぬべしといへば同へなんとてはへり
枘木みふ詠どあるらとあへなんふくろいらん中にはかれ此うゑこそいとれし流れ詞枘木ふ
さきぐるまきたるがゆゑそくにおもわれるなどいゆるあへなんとて下ろうきせまりたまふ

〇紅葉賀巻語釋

けざやか 八丁オ [拾]河清(ケザヤカ)万葉に今按に万葉に清の字をさやとよめりされはおほくあざやかとよめる事多し
氣清(ケザヤカ)とかくべきにや [新]此説は氣鮮(ケサヤカ)のこゝろなるべしと然ば猶他の人も此こゝろなるべくて説てしるべし
こゝによる或説に清をさやと万葉に清をさやとよみしやうにいへるは例のそらことにて清字をさやとよみたる事はふるきにはみな
されど上にけの語をそへたる事なし けはたゞ軽くそへたる詞なれど付ていふべきにあらず [釈]氣鮮(ケサヤカ)は粋
いふ氣鮮(ケザヤカ)の事此語の意をきよく [譯]サッハリ。ハッキリ。
リツハ。けざやかと語りしても同じ事なり

そゞろ 十丁ウ [岷]ゆゑもなくそゞろにあはれなるを
そゞろなる事ゝいへるおもむき体なり
[雅集]常木にはおもひてのゝしりさわぎあげてたのそゞろべきなり 語もわきまへ二つ人のこゝろとても
らはれたらひたるひにそゞろなる事はべるに枝衣さきさまにひつくろひさわぎさめのおもむき
ならぬこゝろにそゞろやむつかしきてつゐにとおもへる日若君おそろしくてそゞろきあはれなるさま [釈]
雅集にたとへられたるにかくのゝ文字のよめれば今はそゞろ何事にもまれいそがしくてあつかふこと
こゝも此上の語を手まへおきてひとかたならず思ひまうしていそがしくつくろひあつかひ
うけふ
まふさまくそゞろあやしく同語なれば心のまゝに語ひて物をへし

げふ 十四丁ウ [河][孟]呪咀(ジユソ)のことゝ云々 [拾]今按に日本紀に呪の字かしら呪咀へとらふと読てうけふとあり
よめる事なし 此字祈の字をうけふとよめり 万葉にも祈の字をうけふとよめり [釈]此語本は紀記
日本紀古事記のことは善悪につけて祈ることをいふなりしがのちには悪きことにのみ
のことなれば此物語などの此は河海の字にてのろふことのかはりてのろふに
まれのろふものなり 伊勢物語に神もなき人をうらみてふなりけりとぞいへる ことはものかたりのころ
うらみにつけてのろふことにこそうけひのろひいはせんとて 皆此ことなりのろひのこと

まゐてさるさとさとさるべしとあれば施浮
ふも救ふへくもりされさせさまり
なりまさ申れど萱くの梅は花いろいろ
[餘]朗云此哥もやまり人間にして其由

ひとま

十五丁[捨]日本紀に間の字をひまとよめり
オ　ひまといふは此略語なるべし

ぽぽらふろひぬらんといふも心ぐましく
[釈]詮本氏の説よろしく人間のさま譯人ノ見又マ
人の鬼とやんにおもろしく思ふ事を謙徳公集
[餘]枕冊子人の鬼

こころは鬼に

同[花]人の鬼とやんにおもろしく思ふ事を
ウ　きのつくらふるハ人のおもかもりそれ
のおもやあらん谷川士清云列子注に疑心生闇鬼とかくあり正法念經ニ閻羅獄卒
いでろていひふく待らん梅をとあり宋武紀集なとき人にかどとをとけて
非實有情以衆生妄業力故見之とあり
按ずるに列子を引るハ林希逸が注文なり

とハへる納純にハ見らず此くねくしるふ事
人に思ひうけたらごとくわかいふ事待りて
ぽぽおかそろちて[釈]古今序のくねるなり列に
責るゆもそわゆへいそげしてひがめ
いふ幽しこそ源氏君に對してうよひめ
よせてまくしく恨むるをくねくしらや

くねくね

廿二丁[新]古今集序に女
オ　郎花の一時をくねる
[餘]古今序の考

ゆふかしあけて女がたれ人の物にかからち
敢ざるにいへるなり

の一所此名ゆてそこの人へよろづよろかり
をしきをいふ事とやあらん[餘]古事記に妻許と書日本紀に手古とあれども此の語は
いわらばさえのつきて後からゆへの語を心にひとつ紀記とも
ぶら此納もおのづから入るなるべし谷川士清説にをどいもとも國の名も漢南蛮傳に鳥獅

てこ

卅一丁[新]
ウ　

の人此事手く見えて第一きろり字へりといへり[釈]右の説もいくらかしこ鳥滸とふ愛字
なろり一の第一きさてその字を備て笑ひしきをと鳥滸とはかん八かりと物に
てぶふさへいひなうさぬ梅をさまして待ちゆていべしやゐそれとすれ應神天皇紀ふれ
哥比後をかち待えの時きて後こふへ八文ふあさふべし浮才の人ハ浮藉
かの待世ふろ遠つふわそ婦の浮藉の語をされがらを世かにむかやよりもかまで
めや日本紀名の訓長名ろおれへあるべらて後世ふれを教えもいろか人は浮世へ

のみ天ありのくをいぶかしいかそ時やいふまかへてかくいいひて
たかい足しき皇乎の語も世へし待てお

をこ

円[拾][孟]痴名ありし今按上のとも下のと語
きんありし字にさもわむる何せんいふる

アホウラシイ
をこしいバカラシイ

うあへり程しとよめるは程をふうんゆて
ふ形ふさでき右わふしく見てそのとれ
ちらしつろる[新]万葉ふをしくもぼねとよみたる
訓へよくあへり孫ハ危き近きさといへりさて
宅守の遠き国に在を娘子がまつるをよめる哥
とお見ひて見えらくくしと申のけるくし[釈]拾遺にいへる
こらも心絶出して笑ハんとして云へて笑ハぬやゝハなくし[推][譯]万葉の時
の時トウヤラ　ワルウシタラ　孫の字をホトンドとよむ
即危き孫ハアヤフキ也　チカキ也まぬり

をそきなく

卅二丁[拾]遊仙窟推の字を
ウ

釈 此語はいづくまでも此事は見えあらずとて浮藉の例にはあらぬとあるよりこそよく見ゆるなり。いづくへも當りたるのさまなる事にて此詞は俗にイヤガリテセヌといふことにてさ人も弁ずる事ノひとしむさて

おもなのさはや

卅三丁 オ 拾 日本紀に安措をおもなしとよめり面目なく恥かしきゝ 河 無面之 細 面つれなきさまをおほく 新 今按に源氏にもよくあるにて顔を見えぬといふに同じきを朝面羞をも紀にあれば面もちすなるくさていはせ物語に面なきといへるなるべしといへるは思ふにもさていふにあたりて面あるさまも忘れて形面つよくいふをもいふべし今もそのやうに面なきといふべき事をさもそのまゝ伊勢のいひおこせし故に思もなのさはやとはのたまへるなかく饒舌てはさうにいふは傍痛きといふ詞の用ねざはなぐふなきことなく

〇花宴巻語釋

おくしがちにはなじろめる

二丁 オ 細 臆しがちなるさま 雅集 鼻白むなるべし〇俗のシラケルといへるも語意同じきか下りたる代の軍物語にもクロミワタルといへるは背をうつむけて敵にむかふ猛軍の勢ひをのびシラクルをあふむきて負軍の体といへり 釈 花白むは鼻のうへが白くなるとおもはるゝといふ事よりいふなれどいふもあるにやいふさるは語も語しはさまにはゆるよりしてさもしかれ

なまあくじふ

五丁 オ 湖師 なまくあつし 釈 大さかくのめでたくおはするにやあらじとなりぬとさるかたのみ

拾 細 あはれなりといふことなしくやいふとを此しれてくはあるらじとよりいふを名種に書られば何の名は語なり古歌にはなやおぼしとよみたるにや情捨り先あなかまとアヘリ万葉に七默然不有○今按此引合今此本にはもあらじとゝのあぐさふとあり事之此何ありしかれども彼集中此何おもはれにもと係字にも書られば今の詠けり此の字たゞとも誘はれよめばあはれはいかにたゞにはいらじと語ほ行くのさはにはあらじとそのふんとあるは遠へるにはあらねどよくんばらいるにあらむ 雅譯 其分デハオクマイトイフキデ

めぬ

七丁 オ 河 不敢 万葉に 拾 今按万葉に此詞あり といへるはいふ おのがみくるもいかは不肯に日本紀とかくれぬよりやらんとまされくまれ法義也 釈 捨遣に万葉に此詞ありとスサメヌ本は不愛のんさうよと釋せたる大かたはいらぬなりふべし又俗にトンチヤクセヌといふことにてさぶらふなるべし又雅言集覧に係るも筆されども似ぐらり引出る委しくは本書を見るべし

雅集 えだには枝の山に立ちたるまでにすげ行くふくともすぞめけるなりし後撰下巻にいまずぞすゞろね筆のたくみてあるにもいはでやめぬ後拾遺にもとめてとふ人あるをあやめ草ゆかしく

彌のぎぬめざりけり 雅譯 賞翫セヌ彌もすさまじかるべき人に見すてられさる事をすさまじくいふなり後にも見ゆるなり

ふさはしからじ

十四丁 拾 河不祥日本紀○今按日本紀に不祥をさがなしとよめり古事記八千戈神御歌オ

なほふさはしからぬ俗にお息もるをいふなり上代よりある詞なり

云奴麻多麻能云云許禮婆布佐波受云云許毋布佐波受云云これ中のふさはし布佐波受も俗にいふ同じく心にかなはぬ又万葉十八に大伴池主がなげき家持より針袋のきうしきをえて戯る歌あづま路さしてふさはしにゆかんと思へどよしもさねなしこれもふさはしきの心

ゆかりはやくおもひしかどいかがなるべきよしありしと綾る 雅集 夕霧ふさはしからぬ奴にんのしぎらに年ごろなしまうれしくさるべきにやむすびしにもあれば見ゆるひめつきてヤドリ木 源中納言のいへるさまのまへに寝させてしるとまくらまゐらせしつきわたりをそふさはしからじおもひていひしをおもひ

おぼろげ

出るなめりカケロフたびの御方のうれしきさま 雅譯 似合ヌ相應セヌ 同 雅集 おぼろげ○俗に大ヤウ

ふさはしからぬ稚ふみなびかへそ ウト云ルニ同シ○おぼろけも

同じ帚木おぼろげならぬきざし推の中何ぶらもありふゆさびてうちおもひはべるもおなじくおぼろけ

ふらんことそこ件川 てるやかにおぼろげならぬおもうけしとおもひさまざまの心やうやうにおほ

おぼろけものふかくおもほえておもふに 釈 おぼろげおぼろけ同じきよし雅言集覧にいへり按におぼ

ろけおぼろけ又同じかるべし各所によりてかはりつのけぢめあり見るべきなり 雅譯 大やうなく

ぐらしぬんなり 大サヤカ

アトナウトリシマラヌ

校正譯注源氏物語餘釋二之巻目録

若紫巻

わらはやみ 一丁オ
すけひじりものみて
をこなひなるべくもなし
あぜちの大納言 二丁オ
瀧のよどみも
うちずんじ給ふ
どく 三丁オ
きんまき
ひちりき 三丁ウ
きん 四丁オ
まれ人はあそびしのはまやうやう
おしつつみなべるさまも 四丁ウ
くらぶ山に
あかしの浦
きりのまがきに 五丁ウ
あづまをすがかきて
北山になにがし寺といふ所に 一丁ウ
近清の中ありきとて
なさけある人よなかなかば
おほやけにかへりなればば
まどしもとめて 二丁ウ
うちおく山のこく
こんがうじのたく
とよらの寺
さうのふえ
山の名もおぼろ
いのちこそ
まま母
わくし 五丁オ
うちあさがけゆく
さうしもせじ
ちうかたにまゐりたりてゆく 六丁オ

末摘花巻

兵部大輔 七丁オ
ひとつのみこ
あはれはしる人こそあれ
ふくさま 八丁ウ
さくさち 九丁オ
くらひてくるし
しろきぬの 九丁ウ
さほゝに掃却しられてさしける新つき 十丁ウ
内侍所
うたひくるる
ふるぎぬかたきぬ
いとまうしにけらへ
今やうるのえらはずしく法やなりふるめにけるなかしのこく 十二丁ウ
うらうへひとしく法やなるらし 十三丁オ
ぎいでん所
みかさの山のさとめきどはれて 十五丁ウ
なあきぬ夜ともし 十六丁ウ
そとくまがら 十七丁オ
きやうじいたくつげのせこ 十八丁オ
さくろみんも
父君のわとをきらせて 七丁ウ
いまゝくさや
はくさやどり 八丁オ
いろまりげふ
さいこをさん
みぐらひとく
ちびり
内教坊
ゆまいろ 十一丁オ
あひなくぬきうちに 十一丁ウ
まろきゝのかくちかくまず 十二丁オ
くれなゐの一もれごろも 十三丁ウ
そさらめ花
かいねり
はくそひとく
七日はせち会
けうあるゆんづえて 十八丁ウ
かくんざうしきものをもみてゐて 十九丁オ

紅葉賀巻

朱雀院 二十丁オ
青海波
おかしくの

はしらのもとて
いろそく
なやらふとて
内宴
こちかりけ花ひらかし
さられとはわのかそのくゝりえて 廿三丁ウ
手綱ふおしくてて
はけつかくしみうちゐの人 廿五丁オ
いみじうちかれそくけるか
そまわしきかぎらかはかりかるやや 廿六丁ウ
爪つくかふおりやえおまし
なかしなくかんしけおひてこくその人おあらとかんふ
ほとろびは
おびは中ねのたかくかり法おわしとかはこくそくこそでもなかりかり 廿八丁ウ
まとくはしや世中よ
七月ふそ后ゐのふめかし
紅葉 二十丁ウ
かほとびんが
くらやうのかくさ今どしくしかしびらく 廿一丁オ
かいしほ 廿一丁ウ
かぎしの紙ふらくきくをおりて 二十二丁オ
名ぐらはおひ 二十二丁ウ
おようへはくらく 廿三丁オ
あざれさるらちきすぐる
うねべ女蔵人 廿四丁ウ
まかた 廿六丁オ
まぐかくる物きこそ思ひ待ちね
うんめいてん 廿七丁オ
がくもふあかくんむしの人も 廿七丁ウ
おあらぐちしく 廿八丁オ
おあるぐちしく
とこの山なる 廿九丁オ
はくしの肉もおもひやられて 廿九丁ウ

花宴巻

南殿のさくらの宴 卅丁オ
やむごとなきあれど
柳花苑 卅二丁ウ
きこえたがへるもじかくれて
とのへさせたまへるけなり
弓のけち
女ごこちなれども
神わあとこころのまへり 卅三丁オ
いとうれしきものから

さんみん詩かりて 卅一丁オ
春鶯さへづるといふまひ
うしじもえならば
あやしの扇はさくらのえへかさね 卅二丁オ
そこしらなる
花の宴 卅二丁ウ
楼のかうらんのほとなり
扇をとられて

校正譯注源氏物語餘釋二之巻

萩原廣道纂注

○若紫巻餘釋

わらはやみ 一丁オ 餘 續博物志巻十二云、瘧鬼小不能病巨人、故曰、壯士不病瘧。晋人云、君子不病瘧、蜀人以瘧為奴婢瘧。秦漢故事云、昌意子七歳七月七日死、後為瘧鬼、著人為瘧病、故為童病。宇治拾遺十二むかし閑院大臣殿冬嗣三位中将にておはしける時わらはやみをおもくわづらひ給ひけるが神名といふ所に叡実といふ持経者なん童病よくいのりおとしけるときこえて中人すすめければこの持経者よいのりそんとかくいのりける 釈 これはやまひといふ名のよしは右に引る秦漢故事のすがたなるべし
旧注に瘧のおこりやうなど記されてあるは餘りふるてかうでもなきなひかれをさせんとあるに北山のひじりがいのりてなほるといふことなるべし

なにがし寺といふ所に 旧 釈 これ治はこの北山に万葉集の向南山にならびくらべといふ所なれど共にそぶさら京より北の方なる山なればこの北山とて今もいひくまがひあるべくもあらじ鞍馬寺ぞとく縁起などに拳られたるも又不用の注なればここにはとらず

北山になん

寺ぐ在るよりのことのこ冗くなるべし

よのひじりなれど 四丁ウ 新 なにとよすくれてひじりなるとよ
なりさまで世へたるをひじりのといふ

ハそのよこハ源家の大臣の子なりけるを時の他姓の執政のにくまれして源なハらげもなし
やうなるをくちをしくおもふ時よへつらハバ内のまじらひもかなひて中将をすてゝ國
守となりしなんその上に姫のよろしきをえてくいるで内にも参らんとおもひつとなの内も
とまりて上いまにひなまさバなるべきよしもなくなどあるに國ちかくて内へまさりよ
なりてむすめをかしづきたてゝ末のさくぐせまうさんなどの心にて
おもひそうゝとなりてのだふこのおどろ世ハさるやうもにあしかんとくく試ふらえくらく 釈 此新釈の論ハ皆文外の

近衛の中将をすてゝ

旧 河 藤原実方朝臣長德三年正月十三日辞左中将任陸奥守即日還昇此外例可勘 細 上略まさ山

藤の中納言中将を辞して備前守に任じて國にくだるよし三代実録に見えたり 拾 佐理の大弐に讃ひありくだれしなどのをもひてかけるにや

ゆゑつけるべきにこそ

六丁 オ 細 良清が詞に母の族姓をいふて松風にも此族姓の事見えたり 系 系図には誰ともなし 但松風にも 釈 准拠の

大井のたち兼明親王のものゆるしなバかの母女に准じてかなふべきにや
ハ何れよりなしゆゑをといふかとあれがちに族姓の事と見られるもいかゞはよし
あるんといふてしるさるこゝハむすめのかしづき
ぎなのよをいへるなれバ族姓のすさふハあらじ

ちゝこそ我

なさけある人にゆかりゆかむ

旧 河 後くの國司此事を云也素寂ハぶの字を止く可見をくいへり不足信用 眠
ウ 人なりゆゑハなさけある人國になりてゆかバと云ぞ見べくしに 細 今まで八國守
の所なすることもいひのがしそれども情ある人などの此國のもなふで
きてなど云やぶりて迎へとる人もあるべしとし 餘 上のみなびきしんをうけていへる

よくそのむすめの様なくこちらへのよおもひさちゆゑぞといへるなるべしんやさくく
しとえれさらじハさらにちゝしくなりゆらバいふいふさやしなふことれなろ
なしぬ秋なりともいやさくみるべきや安堵するよハあらじといへるなりなん 釈 後くの
國司此事といふ説ハよろしからしとむ少将にいそれるがごとしぶの字をとくとある説と
此國よもいそてうごなりゆくとてハゆすしがうかるすに海よ見ゆしきざうしげごとし修済の說
ハまさしみさくびごとく人よとある語さしふ女のすとハゆすぎて秋の安定せめよしふいへるも
こゝよハらなひがとしさて安心してむすめを今までのやうふかくハえかくまじといふ後ふ
のこ字ゆるゝさて兄弟ハ除するに淀まるがごとくなるをも豁すさい寮よいでやさいふもと
いふより兄さがひさんハといふまで八一人が辞じていへる詞なるてなすべきれといふのおハ
良清のしぬ又の一人が今他のうこざるの事を知らくいふ詞ともみるべきらとふらくにあるある
べきなかてなほなきにとある二ツの心る辞 推へくいへるそれうちすぐ
ちらさなふうつらく宮あくハひぐらし 邦他の能どもそらも见合さく考へ給ふべくなん

あぜちの大納言

十三丁 オ 河 養老三年始置按察使 按察使府 按察使相當從四位下 近代納言已上兼之 釈 職原抄云陸奥出羽

おとれになりゆくものなれど

十五丁 オ 玉補 おとるとは侍るところあるべきにゆかり おとりとはいふハ誤く 釈 此説一よろし

さる事ハごくなきで おとしめよおとれになるといへるハ成長して人の妻よなるをそとせよむまこバ
こゝハ源氏君の宮となりしぬべき事をいふなるに松ひくく おもふといふもさるべき事なりや

瀧のよどみも

旧 玉 むかし井そこといふぞうりの歌に瀧の水のまさんことといふことも申
ウ ゆきとどの瀧ハらで山川の早瀬にてとなれバその中さ流にたハさだし

ふる夜にも舟ちすち氷はまさてこそ [新]瀧の淀よは浅は鳴すくあたを舟に風さへふけバ淀も
み撓く鳴ることといへり [細]雨よ瀧の初しれまんこと山中一夜雨樹杪百重泉あどいへり
ごとし [河]古今為二瀧つきの中にもよどハありてふ綾などうたる歌のふちせ[illegible]あるに [餘]山中
一夜雨云々これハ王維が作りて送東川李使君と詠る詩中の二句也 [釈]此のまゝにて右の
説どもを助けていそぐ瀧の淀もおてくさゝる雨によさる方に落し瀧の音も
ゆきるといひてよまべし拙きでも程ひすこに巻そる事に掃補きの説とふくあるべし

まくらし

ちどりなく

十六丁 [玉]源氏君しく此句ならけのといふよ上へうつしてみれべしまとし退きまふ
オ あまえてしうぬにふよりくひぢみくうと先どるこ [釈]此説いかゞなり

ぢぢしぬやうにやハとくみちから出る人おぶりといふに忙げて出きまバさハゆめんがらし出さる
人のまつし退きてむごみくうと先どもるこ此句の文勢を味ひてよむべし隔句法とても如
やうの所入まじてハゆるぬてあるうへ情景もいとく劣
まさるをやくらにみかずすこし退きくうらざひきるさまく

うどんげゑ

二十丁 [河]天台云
オ

優曇華ハ三千年ニ一現ス々則金輪王出ヅ云々 文句ニ云優曇華者新ニ云鄔曇鉢羅翻ジテ為ス瑞應
花ト金輪王出バ海水減少ジ金輪路現ズ此ノ華乃チ生ス金輪王之先兆 又云霊瑞華ハ似リ蓮華ニ
故ニ云疑テ云法華無量劫難聞譬ハ如キ霊瑞ノ者有所以若三千年ニ此花現者何ゾ為霊瑞ト乎
答云一義ニ云此花開時分歴ル三千年ヲ欤毎ニ三千年ニ非ズト云出現スト [細]優曇華 此ニハ云瑞應
泥洹経ニ云閻浮提ノ内有樹王名ク優曇華有テ
実無花優曇鉢樹有金華者世ニ乃チ有リ仏

おぐら山のさく

日 [孟]あらしの山の桜
ウ 戸をすれにあけ

てまどろぬ花の色をうつる事 [細]山桜戸を稀にあけてその句法也 [拾]今接宜ふんての歌ハ万
葉第十一巻引の山桜戸を明くるにもまろん人待まれうらどぶむる此歌をな本哥の本作にして

腰の句あけおきてとりなを今のこれままていゝてよりかへ下句を比せてあるじ[illegible]能く待るらん
ハ公任の心てやりあらじあつるれといふ説とりくうしとか詠たるをとりに作そをまとられぞ
彼卿の句ハ此歌を引らしれられぬことにてあるべしにかへりてこゝを彼句法とりへ頼待きり孟津に
宜へあひての歌は下句をまどろみぬ花の色をみゆるらしとあるハ暗記のあやまりて仮字の誤もおく
山の松が扉とハ下句に小倉山の奥の松が板戸を押しひらきぬやなくら後ハ仮さん倉山のま
まれ板戸をおるやくく姉るあるらむ扉の上に秘ぬ扣くる山のすられぬ板戸をとでとしてとぶひら
くんに入まくなるなとしてハ真木ハ倉山をさよまとバかくつゞまらかりてしまて同じつゞけ
やうある上やがて雨よるあひてよめるが花のうつるよめる歌 後拾春下 さくの女さし花の白ふよてけさ
みまとバ袖くれてまちふる信りる事と 三条右大臣 兵風集引すくるを色はまぢかへどぶとりへバひらう
うかるものと見くらるる事 拾遺 さくれ不真にふぬまてる兵さまとバなかくとらえし人ぞ恋しき

どこ

日 [餘]行法肝要抄ニ云五鈷三鈷ハ金仏蓮三部杵也五鈷ハ五部之金剛故ニ為ス金
剛部ト三鈷ハ三部一躰故ニ為ス仏部ト独鈷ハ摧破杵也西方為通調伏妙観察
智説法断疑是摧破也西方蓮華
即理也理ハ独一法界故ニ為ス一鈷ト

こんがうじのさく

日 [最]欽明天皇御時太
子六歳十月小百済

国より経律并種々の重宝等を吾朝へ渡さるゝ手に件の仏舎利有りき大和国法隆
寺へ文永の比能海法印良観上人同志して念佛之次彼寺宝蔵を拝見之時御念珠両之
連ありて其中に金剛子数珠相交者也 [餘]数珠経畧云其数珠躰種々不同校量乃至
槵子摑ニ一遍得福千倍蓮子ハ得福万倍水精得千億倍若菩提子或手持得福無量

あんるの

日 [餘]名義集曰瑠璃此ニハ云青色宝言ハ金翅鳥
之卵殻鬼神得テ之ヲ出シ売与人ニ名紺瑠璃ト

とよらの寺

廿二丁
オ

餘大和高市郡にあり三代実録巻四十三宗岳朝臣木村等言建興寺者是先祖大臣宗我稲目宿祢之所建也云々彼寺推古天皇之舊宮也元号豊浦故為寺名云云

釈北畠守部が催馬楽譜の入綾に云豊浦寺のこと行嚢抄を考るに云元興寺は飛鳥村の西南久米寺へ行方に在豊浦寺村の内也昔は四方に四門を建て四の額を掛たり扁曰東門には飛鳥寺西門には葛城寺一本云法興寺ト誤レリ南門には元興寺北門には法満寺ト云境内方卅二町余最坊舎数十宇有しと也今は僅に二間に三間ノ瓦葺ノ御堂に御丈一丈釈迦佛ノ銅像一体昔ノ餘波に残れりといへり豊浦寺と云は是也」とみえ又大和巡路記に此寺の記録とて引て右の趣にいへるも猶まさしくは東門は飛鳥に向ひたる故に飛鳥寺といひ西門は葛城に向ひたる故に葛城寺といひしなるべし推古の御時葛城寺といふ寺ありしなるに彼国の寺号なる中にも豊浦は我らの大宮の号ならず葛城は地名なれば今かの四天王寺を難波寺といひしやうにやありけむ此云を以て呼しなれども御書とみえたるは別に葛城寺といふ寺あり今の世に言ふは彼榎葉井の在る方角を此寺の前通りして西の方にあるより氏の名をとりて名づけたるにて二ケ寺のちかひとなるなれどもたゞちに葛城寺のあたりなるや豊浦の寺の西なるやといふ歌なりつ文字のよみも葛城寺のまへにて井といひたりへるよし此の歌の趣によくうたひかなへるなればかゝるもひとつのよみあるべし」といへり此説さもあるべけれども猶よくもとめて考ふべし後世の者は是なるによくよく考へて其説をとゝのふべし

ひちりき 日

河律書圖云大篳篥小篳篥 俗事物紀原云説文曰羌人所吹其聲悲切本名悲篥 餘和名抄云律書樂圖云篳篥二音和名比知利岐

さうのふえ 日

河笙説文曰笙十三簧象鳳之身呉曰列管以象鳳翼也或云鸞翼鳳音尓雅曰大笙謂之巢郭璞曰列管瓠中施簧管端列仙傳曰王子喬好吹笙作鳳鳴鸞鳳類故通言之李嶠笙詩曰形寫歌鸞翼声隨舞鳳哀

きん 日

河琴は神農作る云々元五絃宮商角徵羽是也加文王武王絃合七絃也琴操曰長三尺六寸六分象三百六十日前廣後狭象尊卑上圓下方象天地五絃象五行

釈河海抄に此事は五節のことあり又白虎通に琴者禁也禁追於邪氣以正人心也といへるを引く源氏物語にはきんの琴の事のみありて又允恭天皇天武天皇の御時に琴をひきたまふとぞ見えたるをもあるべし又允恭天皇の御時は八日本紀に琴をひきたまへるも決し

山のをとゝもおとろう 日

河琴書 師曠晋之楽官也工於琴能易寒暑召風雨晋平公鼓之感玄鶴六十下舞 餘史記師曠援琴一奏玄鶴一雙集于門再奏延頸而鳴舒翼而舞

まれくはあさましきはなやむ 卌五丁オ

箋かくまさらむ一云もむかしのことく侍る

おきくはかしこびまゐりなどしてもとぬちつかはしく根もあしめなる世の人すら似合ぬ詞ごと候のくまゝめ 万いやしき人などしてとはべるも

釈右の説ともまれくはとあるは世をまさられ一云と注されるはもずしの意をいはで釈べき必さはあるまじき万ぱいよい中にも人などもとはべるは分際とあるにはかなへまでにてはさ卑をりてこの系なる事と注されたりの常に説とぞ側宛との分際なるべし

いのちぶん 日

河細いのちぶんはかはらぬもの うらみしとせん 餘此分大に誤まり上句は

古今集誌に白女がよくよめる歌わが思ひしかゞりとのへる家にその身のうちをも下句は何をもひとをとはゞ後撰集一によみ人しらず又紀ののちにあらはせたる何は

○若 余尺

みえそこらしもきんとあり又伊勢集に詞書くおくるゝ人に別るゝそのかたみのかたち
むかしハ行く人を恋しもせん古今は採る事なし本事と合くつらくしおしてひくらハ知ることなく
ねことく源注拾遺新釈にも是を
とゞめゝきりしハ見わたしくもしや

わしつみはへるさ海と

廿六丁 花 河海につみ
オ みぶくそそて

みのかひくるおくつれしつゝみハ浜の見えよりてふりてみるまてハあるすぢしれにや
嫁娶記によりて伝ら類書の浜くさやうハ假令些なれハ紅の藤枝二一首に分きとりれておしくし
らて引むすびく書を引て本も又藤枝を一首ふくて葉おしハ必宜なるのめく汲くみて同
藤枝をもおそくきりて見わけく頭(ざし)を申つくられよ書を引ふ引ハ宜説也 新 それなるの説
まくとなるべし雅亮装束抄に女房ふ乗り
解名などの物ハ頭(づ)びく裏(づ)むとあり

王命婦

廿八丁 河 王氏の命婦也又上古
オ ハ王姓をもゆるく

続日本紀曰藤津王等言亡父少納言正月王也存日作請姓之表云臣男四人女四人雖蒙王姓
以世言之不殊匹庶 釈 王姓をもゆるるとあるハのかしれ浜之姓を賜ハるハやがて臣下の
列に入るの證なれバ王といふ姓をのぞくべきいはれなし続紀に王姓とあるハさる姓ありしにハあ
らねどかくて猶くいへるのことにてハ此時ぬく姓を賜りしんとくく表を上りしなるべしバ此家に
姓のあらりしるのハ志れたりさてこの王命婦ハ王と
ある人の女(むすめ)などの命婦になれるをいへるなるべし

くらぶの山に

廿九丁 花 六帖二
オ くらぶ山

くらしと名にハいへどもいもらとといふぞおもしろくなん今案此歌いとくらみのどもくらぶ
山をくらしふよめる歌なれハこの詞にすこしさたかにあるやうなれハ能ぞやくあくれなど
きみくらくしれ不に…ハてつらきとく京極中納言のこれ詞をとりてよめる歌の事
暁意今夜ぐらよくらぶの山よやくもらずおぼろれど思ひやるやさあぬとやどうせぬくらぶの山を

うらみつゝぞ乳の菱のまくらや 餘 貞訓云天武紀に倉(クラ)部(ブ)倉(クラ)歴(ブ)などの名ハ近江山城
に在と後にいふ是ハ古今集に二首あり文暗(クラ)にハぶを清鞍(クラ)にハ濁るといふ説ハ古今集に
こしれ説之かくるいひよりせハその本證なきに文くよせられんにハ濁るも
清るもくるしからぬ例なるを古今集ぬ人ハかゝる説をいふ次第くらぶハもとも濁る云云

わぐし

廿四丁
オ

餘 古今集雑下ののべれより子のうきめ見てぬ山路へいらんにハ思ふ人こそ
ほだしなりけれ
和名抄刑罰具鈦加奈保太之鉗足具也

あしびろの浦

廿八丁 細 葦のおきにうきれ浦をよせたり 拾 今按葦名の浦を別にひくの名
オ 所とする八誤まる歟此細流よりハよく釈しあくり葦の名をいふよせたる也

お納くぶかへしふあしを掠く只ひろれ浦とよめるふくめくらく文元志の集よかのえらさるを
隠邸よよめる哥なにそぐことげと小松ハあしひろのえらぶるかくそてえしりかるれハ葦名
小舟さゝかみわさのんなてあしひろれ志ぐ見るぶくるをこぞさるかくのえしきとよあり是にあし八
てとふやらしろなる物おくよるもくきぱ古事記にも武雷神建御名方神の御手をとらそなくん
よろくてふよよまさバ摂津にあしひろになといふなるちふらぐかせ紀ぐみしに只ひろれんぶのこ
若葦のぐうしといへりと万葉第二の哥に葦ひろれ足痛(アナヘ)吾勢(ワガセ)とよめり別ニ註之 新 元来集
よりく紀の名れひろれ浦をとり出させるなるべし返歌にもそを云ふく他の名ぶをおもていふも
出させれ 拾 細 新勅撰恋一によみ人しらずあしひろれ浦にきよすると…しの志ぐとく志かかそ
若松のみくも此ぶの六帖ぶくめいひもむとひへる歌のぶよいまうり新勅撰集恋一ふいさゝたかり
ゑしかがへる後とハ後撰集恋四よみ人しらずゆりげな名の浦おもし波出くよるかくもあく
かへるぞうわら 釈 拾きよろし新釈ハもろし河内よ
若にとひふにも今うあれどふかふそれよりてあしてじりし

ねぢばしけらく

四十二丁
ウ 拾 今

按ずるに是の立まよふといふをさそふとよめるにかかり万葉十一妹が門行過かねて草結ぶ風吹
とくなあらん日までに作る歌のおもこれより出るべし 釈 この歌是の立まよふをさそふ縫
まよふにかけたりとあるはよろしかるべしふせ是のまよひ
おとゆたけすぎたるのこころをしめるにや

きりのまがき

四十二丁 オ 拾 菱家 下

是かなしきことやむしさ女郎花是のまがきに立かくるらん さやうなるもけさはえこそやと
そこらるべし是にまがきにこそられつ曽丹集 山田ふきわれまがきのへたてでハとをもつる

人の供も
えてまし

さゝりしもせず

同 餘 後撰恋に而ふさしふでまできえてそしぬ彼が
しけるをそこの思ひやるんぞらわハさりしくを
なふへだつらん家のおとやら大和物語らしこ面おふりる衣ちらぬを給くり面ふやさかりなん
こぞりてう管絃首を備きを絃魚頬人あらしさきまでにさるをぬハなくてその思ふよさうるにやあらん
らくふこそやりぬこのきやりぬに同じ障らるらめり

あづまをすがきて

四十六丁 オ

万葉五ずべもなくくるしくあれバ出るしてはいなんとそへど
釈 日本琴をあづまといふハ中に東遊(アヅマアソビ)のふ成ひくゆり出たる名なるべしさて东遊といふ名ハ
東国(アヅマ)のひなうたをうつしくうるより出たるなる歌のふしにむへてやまと琴とあつふ
いふてしたいひふ歌ふなるに東とも是ひなへるハいとあらぬことこれなど皇国の固有(モトツクニ)の琴なる
るものを 河 あづまハ和琴の惣名なれども又東調とて秘曲ある之常陸なハ風俗の秘事四
首の中二之东調也て此歌をうたふを今の世ある人まれなり 花 和琴に菱撥(スガガキ)片撥(カタガキ)とて郷楽
催馬楽に用る事也り五ッ指子にハすがかきに三段指子ハうらがきといへり又箏にも毎楽曲
絶にかくを菱撥と云となり 弄 一禅 法讃父の時ハ未分明なりのさまひきととも尚可尋 最 凡
菱根をあつめて其音をうきいたしてすがかきの秘曲とし和琴のかきちら弓を六張たてなべ

てそよ姿に作られ是奉ハせざく末ハひろしとなり 親行 許へ和琴ハ大夫ヽ教豪状云あづまをと
すがきて歌なるに田をうつそ作られと大曲をよりかむ事をにもをこれ 彼家食てはなきをと
もあづま とり中は名ハ和琴をバたちも中はへでも是ハ東調とて道の秘事なれてハひらち
ふそ田をとりてとは風俗の秘事四首の内也一人也けづ手ねとらべまですがさしていて風俗とバ
うるめでとまでれを今ハくりしくあうてなん人もそくおくはらなんそれぞを志らん人ハ今あるよかのとき書述
てはけるかんと是ひ多濱総林おはめるなく 行阿云若菜上示柳木第ヘ智のすがかきにさてると
あり其示より三回行がかくふちへべふちさがひて行くあるべしとこそうる也花もぶ段と云
菜上の詞と符合さり 釈 河海の説ハ右の最秘抄の方をとりつめて記しまへる之続きども此示の
文のささるむつりぬまと云ものものでり東調に深きものあるなりば
あづまふどとそてみるべけれどされバここハをひてあづまをとをすがきてなり

追加 ちるらにかすみさうりてとく

三丁 オ

釈 中島広足の海人がく舞にも云源氏物語の文はいかならうす此の詞ありくの詞あり
又くれんのうちをこぶふいふ詞ありけ此三の差別を詞つでさの堺大かくいとよくこうをとてゐるを
まさかのつくうろりのたく此の詞より人のなげうちをいふ詞ふなり或ハらのちをいふ詞より此に
うつりゆる人の詞れまでもかなくさまぐくふちうつしりよる事ありこれ只本詞が文法の
すぐれるれのこふハあしくにすべて物語文ハそのうくにれ物がたふまるを記せるさ法よ趣られば
詞のえへくよまうせて衣のつくしあう行事なるものの今俗にも人のさまぐと世のありさ海をとらり
あふ中よハさやうのおもひそよおのづくくうつり行語あく成をもしくべふまうせてきく人ちらる
らびくよくゆとりかくがでつしさる法と山城小詞の堺かくてそのいとぬやうふおもてされて
おどの意るふやおぐいそれる所もあるハましく考へしれぞうしるふうれ今平俗をい

さしも左にあらじとて世中の何事も噂しける中にも此文も出しつると既にかの文を御覧ぜさせ
る後に此出きたりしかバいとくちをしくて手に押しつ。○わたりふりかゝりすこし見せたく（コレヨリ源氏君ノ見玉フヲシキヲ其御心ニナリテ云）写方の
枕そくなへからむに見えたるがく（源氏君ノ詞ニウツル）いとよくも見ゆる所を見かへすなる人々をひきおきて
あるハあなじりし（擬アリ）その地をまんバかし文（地）をかくまでたぬまでおほせありけれバあかめぬるふてハあまへなまめきて（今ノ詞ニウツル）
この説いとよろしくまことバ様の人ハまことバかしこの釈に叶へるなれバかゝることをハいかでかなり源氏
君の詞ならべしといへるも語中に入れたるを入れたるも諸の中にあるなる中に
詞をまじへつるに付て
とていふべからされ

○末摘花巻餘釈

兵部大輔　二丁ウ

玉 此人よろむどちりとのくいひくいづまの子をもしれずでかだら もしさきまし給ふまなる故今よく考ふるにこれも常陸親王の御子
にく末摘花君の御せうとのめくれしからり平家ハむすめの命婦がるをいふに父君の許を里
にてといひくく下に父の大輔が君ハあかにて住たることにハなくといへるハ末摘花と御兄弟の所なれバ
同じ家にも住べき人なる故也御兄弟ハあまりバかりにまむことなかとるべきよし
なさふにかしこや又命婦が常陸宮に参る御も此縁によりてなるべしめし御しまで八条
宮の御にも名よしをいふべきこともなけれバ何ともいひがたし父君の許を里にて住
かよふといへるつゞきにやがてこひちれるのこくと出あるハその父君の御父が常陸宮と
いそぬだちかに申してありて又下に命婦が源氏君のあた名に媒をするをいへる所に父君にも
かるらすあんともいそざりしなどいへるも末摘花の御せうとあるなとそゆるしまぎし他
人あらむよハ人の忍びするに媒をするを父君がよハいかにつかれハめとよりの事なれバかく
ことよるべきにあらざまべくされど必末摘花の御せうとくゆるしくいふに於ゆる文
もなく又末摘花の御兄弟をつゞきたる事どもなどいへる中に其まゝにも訪ひくる
人の御せうとも禅師の君のことなるよし於いて此大輔の君のなすハ此君にもの忠
よもいらぬともみてかる事なれバなどハ御せうとおやうかも御わたしにてまぎらはし
きるのかり拾るに読むかいくそのさまでなきとも又いかにぞや 釈 此説いとよく考へし
うかり案するに於てある禅師の君ハ此兵部大輔の君が出家せしを漢にかく書しならむ
らやあしんさてかく出たるあくらん人のそらありせて此いでん人しやらに考へきるべく

記されたるも此中一筆の文法なくもあるべし

父君のもゆるさとふらく

同 孟 末摘の父なるべし 拾 今按此説誤なり

上にいへる兵部大輔なり云々上ちる君をとハ此上ぶ末摘のうへなくていふべきやうなし 文此説のごとくなりバ右常陸宮とかくべきやうなし 文とぶ誤なり 新 下に父の大輔が君ハ外にぞ住るさとにとだくぞうよひける命婦ハまゝ母のあたりハなどいふをんぬ誤りてさ(?)ぐいへど上ふハ先一とゝりいひく次に委しく明て文例にてその住もつかぬなどハことにハかたちして只父の大輔が方を里なるべき理りをもて先うくらけるなり実に王家統なる君と見てて下にも大輔の君とあるまじバことに父君とうけるを

かとよりあり云く

ひたちのみこ

同 新 親王此大守に任ずることハ類聚三代格第五云天長三年九月六日官符云應任親王國守事上総國常陸國上野國云々この後親王の任ぜし例数なべけれど抄どもにハ或ハ引おきまたぐして挙たり 花 光孝天皇承和五年正月任常陸大守其後貞純親王代明親王元長親王皆任ぜられたり 明 考續日本紀第五承和五年正月庚申朔壬申四品忠良親王為常陸大守従五位下藤原朝臣貞公為介 釈 この常陸國の大守に任ぜられたる親王を常陸の皇子とも宮ともまをすなり

いまひとくちや

三丁オ 拾 細流の説て此詞もあまわるく ぬるめりし例もきんハうたてるべく 得もすゝめずハいふべきにあらぬ待ど詩をあまりに此んよりハ極ハさらしぬむもうるさてうるべし

あはれハしりたる人こそあなまし

四丁ウ 河 かのあはれしる人こそあれ云六帖 その(?)ちもてしをてもすゝくべき 湖月ニ引六つゞくきトアリ 餘 今本六帖にハこのある

をきゝしる人のなくなりきバ今ぞうちいでゝもらすべき 花 ものゝあはれしる人こそあれ 伯牙弾琴鍾子期知音ヲ云るなり 弄 孟 命婦をさしてしる人といへり 岷 あはれしる人こそ イ本 あはれきゝしる人こそ 釈 此所諸本異同ありて各の説ともなくさるゝ事に見せるが中ニ宋に河海より引まつる旨ハかの伯牙鍾子期が故事をふまへひつる旨なれバしる人と云ツを鍾子期にして命婦にとりてされるさて此よりさてハ琴のおへるものゝあはれとあるにかなへば文人にてあれといふてをきは後にまつる人のなをも後より評ずる旨とこれをぞさくよるのひがごし花ちるにハ人がののかしなるまで伯牙云くを引すへきバ聞しる人を鍾子期にて命婦なさうまつるなるべしさてハ文人あはれあるに以ある辞にかかなひてあはれしる人を傍にしる旨てなまつバ下文に讀さぐし派に文一ちにあはれしる人にてとあるハ こゝろしれる人をさしまつりとすれバ卑下の詞となりてなまめかにハあるべしされど他のちども小なきてあるとあれバそれも粉いふあらむとに於かくに些しる人文あるへいひて鍾子期が単によそへて言ひをさせりといふ説どもハ次お後の文につゞけてうならひがこしその上ありの言語がしる人とあれバてさもいはれんあはれをしるとあるとも鍾子期にハあてがひたあのそやされバこふひがてとこ今ハあされパ些しる人てこそあはれといふか一に物ひくさる琴のあるまさるべき旨の文をひまどいふ物のいはれハんあゝて些ある人こそさやうにハあしめうとが拙き琴にてハかくしきに彼らふ人のきくでうりまやにあるべきといふ言よこまつ称なる老ぞ

おほさかりかとかり

十二丁オ 餘 いもが門せなが門云々此僧の楽のめとハ六帖出て一首の初に いもが門ゆきたるつひぢかれあもふらなんあまがくれせん といへるより取なり万葉巻十一に妹門去過不得而久方乃雨毛零奴可其乎因将為と見える六帖とも出そうしなりてて 釈 ひさうきをひぢかさとよみ誤りて一手もいとふこさ

半とみえて此物語枕冊子などにも皆ひぢがさあめなどいへり臂をかざしたりといへるは昔ありさることをいひ語るなるべし

ふところ

十五丁オ 釈 枕冊子 くちをし

きぬの下より月のほそうじの外にちさにおとりたるめりごめのまへ二間ある所をことにまら らひてまはとばえばあしめもをりしたる文机夜のひんがしの方さしれ二間にかかうひは志

ふろうくともと新後撰集よ法務俗に加そりて二間に候りたりて我るひ出て共大僧正禅助 天の下千代よ八千代といのるてよるのむうにかそへざりさん 禁秘御抄云二間 敷畳二帖

北間向妻戸敷阿闍梨座半畳一南間如御講之時懸御本尊寄障子也 真俗交談記云二間御鏡毎月十一日辰一點奉拝之給嵯峨天皇御記云毎月朔朝御代鏡奉拭

之伯督所役也着浄衣用覆面正月朔無其事除夜勤仕也日中行事よ清涼殿とう ろうの額間をのぞきてそれより南のうさへ四間ごとにいり二間の方へ北てさそうの縣

よりけふのうへをさいふ一翁云二間はよろしきうちの方には必ずあろし宅神をまつり 或は仏像をもうけ安置するためにおくなはまりて物をたるし内裏などは仁寿殿清涼殿

にありく非従をもあり又佛像をもうけ僧徒をさふらいせまへり二間本尊二間供など 諸記録にあまた見えて知るべし但し西三条に設なくにはあらずて斎舎などある所にの殿けら

の鋪設ありしことは末摘花の里亭の廂の中まて二間といふるその二間のうちに末摘花を 添ひを廂にすゑてるきそあるとは隅の中の障子のるすくさく 此説のごとくなるべし

前後に一翁とあるは伴雄が号なり

いと若ましげにわびしかれどもえとく茂にもまうけなんぞあふれバここ

旧 玉 などハとの誤なるべし又上なるつましげにみそしかれどのどハなどの誤なるべし 玉補 ここと 小桜にあまたおのまたハさいハそそんなのまへたてよそんとぞそふ 釈 今案に補遺の説れ

ごくあるべしつましげにおもはれどのどハ句を隔て命婦のかく いふをあるやうにてハ上ハひて物きまにとりの所へうけさくむなむかし

さくなち

廿一丁 河 詠尺八 遊仙窟長一尺八寸舌四寸八分律書図云又云尺八為短笛 ウ 安宗皇帝前身為羅漢也好吹尺八被擯出之 見聖僧傳

さいこ

をとさん

旧 餘 和名抄云律書楽図云尓雅云大鼓謂之鼖音墳和名於保豆々美一云 四之豆々美今按細腰鼓有一二三之名皆以応節次第取名也 江礼譜記曰

鐘鼓在庭琴瑟在堂延喜四年三月廿四日覧舞楽左大臣時平公仰令推大鼓階 前自打之云々大鼓はあるまで堂下までうつるし但寛治五年五月廿五日殿上競馬六

番之時主上 堀川院 自打大鼓給此時置堂上也

くらいくなるこく

廿二丁オ 河 腐 クタス 拾 今按猶海 のんは命婦がらかくなれど

まてやくあんとみくりしを知りなちて参りくかれがんをむかしくさるを令腐といひてくさ してるをとかれが命はもあり似せしもんと添のおひのわとく只命婦がらんをさ海く よ推きりひもおくとりなるべし 釈 ここは社腐いそのもとく命婦がんふくて止あんと おへりしを添ふるの腐いてもひくなきまへるくるの辞かく此く切く心もおくじ人の

おのわんをさくとつづけてよむべし 此人のんもおくともならんといふをこと 我んを縦くとハいへども人のんを推くといふなるは例あるぬれバ誤るべし

みぐさいひそ

く

廿三丁ウ 河 国 御壺秘色今此茶垸様の物也 秘色事 今之秘色磁器世言銭氏有 越州焼進不得臣庶用之故云秘色皆見陸亀蒙集秘色越器云九秋

風露越窯開奪得千峯翠色来好向中宵盛沆瀣共嵇中散闘遺杯乃知唐已有 秘色非銭氏為始 類説今案秘色ハ磁器也越州よりとてまいるもの其色翠青に

〇末 余尺

て飾にすぐれたり仍て是を秘して尋常に不用之故に是を秘色といふ　[花]李部王記天
暦五年六月九日御膳沈香折敷四枚瓶用秘色とあるも此秘色のさまをいふなり今も宋秘
色はあをき茶碗のたぐひをいふ　[拾]五雑組云陶器柴窯最古世傳柴世宗時焼造所
司請其色御批云雨過青天雲破處這般顔色做将来然唐時已有秘色陸亀蒙詩
九天風露越窯開
奪得千峯秘色来

しろきぬの

同 [釈] しろきの小袖やうのものをいへるなるべし
さらでハ神事産穢の所にハ白衣をも着侭

とまる事ハあれバこれハ多く用ゐる故に小袖のきもの見えしろきを付衿をさしたる
なごりのものを紀の國にて下々にも内衣のすそをいひくかの小袖れハ老女に用るに
見えたるにおもひよそへ
られたるにやとおもへる

しびら

同 [釈] 一説云しびらハ上古にいひける褶の事なれど衣服令
の義解に褶者所以加袴上故俗云袴褶ともいへ

集解の古記に褶謂似婦人裳也褶訓枚帯也といひ今按に今私案褶着袴上也今禮服
中所謂裳也とありて其寸法をも褶裳褶廣五尺二寸腰廣二十五分長三尺三分と記
されたり今も即位の時に見ゆる裳と異なることなしさてこれハ男子の服にて婦女ハ褶と裙と
を着る事にて褶ハ深色裙ハ纈染なるよし今に見てよく見ゆるハ集解の穴に女
褶服褶上耳といふ跡に婦女服褶褶謂男褶表袴上女褶先著褶而纈裙表而褶下
端頭也とあるにて明らかし寸法ハ男女ともに異なるべからず今の京とありて後ハ女もなべ
て袴きる事となりてより礼服にも袴と裙をのみ着て褶を服る事ハ停られたり
續日本後紀承和七年三月丁丑朔の詔に一裳之外不得重著とあるにてもし紀までのなき事
行ことなりしや延喜弾正式に凡婦人袷裳不論貴賤一裳之外不得重著草裳
不在制限といへるもありさて裳の製もやうやうかはりて後の裳といふものハこの褶と

領巾とを合せてつくれるものにて今の裳に大腰といへるハ褶の遺れるにて縷とて大
腰よりつゞけて肩を打越して胸のあたりにて結ぶ紐ハ領巾のなごりなりされハ古の褶裙の制とハ
いたく違ひたりかくて褶ハ見る時もなく成りて其名のみ下ざまの女まで在しなりよれ
ども婦までもおしとげざれものをおしなべて袴にかへて見えるやうにはなりしなるべし さるうちに
ヒラミといふ古名もいつしかうせてシビラと呼ぶ人もあるべし シビラハ下平の略語にて裙のひら
めくより名づけしなり其の新撰字鏡に（此文カシコノ頭首ニ峯タレバ略ク）今の義解にも枚帯也とあるにてもしられたれハ
上に引る集解の古記に文ハ又上裳とて裳の総にひしめなる絹をまとひたりとも云ふるに上裳
とハすなはち裙下裳とハ褶の事なるべし さて褶ハ推古紀十三年天武紀十一年に見
えたる旧訓ヒラミヒラオビとありてシビラといへる訓ハ見えねど和名抄にも宇波美とよみ
梁塵秘抄に宇波母まきしびらといへる褶ありとし女房飾抄にもしびらハ上裳のさまと記るし
いへるハ右の沿革をよくも考へずて源氏物語の唱ふるによりてつけたる説なるべしされバ志
大むかしハさがなるべしとて山芳樹云究云（上ニ引ル八略ク）又古記云女褶俗云引下褶と着褶中
著裳総之裙也この説によれハ裳よりも下に着るものにて河海に延喜式に褶覆袴之衣也と見ゆ
この袴ハ張袴なるべし張袴のうへに褶そのうへに裙にて褶字シビラと訓べきならずとし
あるまでも志比良ハ中古の俗称なりとおぼしくされバ此今あるハなかに志多毛と訓べからずや志
比良ハ下枚帯の略語なりしらぬ志多毛ハ下裙の又うすものの裳をもハ御息所に仕る女房の
まへこハ褶のうへに裙を見ゆる式正の姿を人の作なりてのさまにて中古より裙をも裳と云
さるうちに裙といふハいかなる物とも知れざりけるまでもとし中古の裳ハ今の裙なりさて褶ハ
裙の下に着るものとおもへる縫殿式に下裙とて和名抄に下衣裳といへる褶のはなるべし
然るに字類抄に褶ウハモ名義抄に褶ウハミ和名抄に宇波美などあるハ男服の事なり

○末 余尺

女のは下にくるものなれば正しくは志多毛といひ俗にはしたつともいふべし此物男の用ると女の用ると一字両訓くまぎるべからず此二氏の説にて此物の本を知るべし 夕顔巻
に紫式の説をあげられたるは おろそかならず並に並び称せるべし

さいはひに櫛おしまさしつる髪あげ

同 [湖師] 押しられてとは古やうなれば今はまれなるべし [釈] 本居翁云かやうの所に女の櫛をさす事は古風にて今やうにはせぬ事なるべしといへり 廣にも按に禁秘御抄に朝餉女房皆上髪
三位以上は釵子計也とあるにれば陪膳は髪を上るまで作法とみえたりさて櫛は髪上しさるにて挿しけるなるべしあるは
されぬものなる故にこはさる儀式の形ばかりに挿さる髪あげしにて櫛を挿しさるなるべし
おしられといへるはさげに櫛をつくべしさて此物語の比とあつてはかくさもなる儀の
あがりては陪膳の櫛をさされあるのは絶えたるを此常侍のにはかぎりさまもさる儀の
おぼさるがゆゑとかく
くわしくよみける也

内教坊

同 [河] 内教坊在大宿 今の大との也 注大内裏にあり
ゆく花内裏の女が候ずる所也 [岷] 女房の楽とある
もとは琵琶行にも名属教坊第一部とあり [餘] 續紀孝謙帝天平宝字三年正月饗
五位以上於朝堂作女楽於舞臺奏内教蹈哥也或説内教坊者老女習音楽於雅
楽寮而後教諸女房也妓女者多叙従五位下也 職原鈔 [劉] 拾芥抄云土御門北堀河
西有内教坊町 中右記云嘉承二年正月七日内教坊舞妓別當右中将師時傳取
皇帝 王樹 万歳楽 桃李花
喜春楽 五曲畢退帰

内侍所

同 [釈] 禁秘御抄云近代者如内侍不候内侍所
上古者多以温明殿為局 階梯云本朝事
始上崇神六年巳丑始制温明殿以三種之神器安置此殿後代之内侍所以右之
温明殿表始也 栄花物語わかばえにところ〳〵ひゞきちやうだいをひきさ

侍ぐみてひまもなくみゆ 拾芥抄云内侍所在
温明殿載今有月新主殿掃部女官同候之

ゆるしいろ

九十六 [河] 紬色事 丁ウ 延喜式云
紅梅色也紅紫不以為褻服と論語にあり然れば此二色を聴色といふなり但今のゆるし色は
紅のうすき也 [花] 延喜十七年参議三善清行請禁深紅服奏議云但浅紅軽黄未
及火色者不在制限 長保三年太政官符云紅紫服堤防自存中袴直袍下襲之類
或是用紅或亦用紫誠雖禁其深染未曾制其浅色 今案くれなゐむらさきのうすきをゆるし色とい
を禁ずることとなづけ深きをゆるしいろとはいふなり [箋] あなたの今案共に以て按るべし 延喜式に載る所
も唐の例にならひて別候なし 論語の文とは文相當をりとはゆるさるゝといふ意
[釈] 花やかの説よろしかるべし 或人云ゆるし色は即ち禁色の事にて其すべてはゆるさぬ色なれど
労功によりてゆるさるゝを規模とせしかばゆるし色ていふ又政事要略にも聴禁色とあるを
もあり深き浅きの別をゆるし色といふて赤も黄も緑も何もゆるさぬは禁色にて
いふべきならずやとしといへり一にもかゝるものでくあらで称いふ之禁色は功労に依く
ゆるさるゝなればこの禁色などを私に着るのりんといふなれども禁色とてまぎらはしき紅紫
のうすきなるをとりもちて深きの浅さをゆるしていへんはさもなるべき情策之但し云のと
はゆるされるにていふべきなれどもさてはあがらうしくゆるゆるにゆるしいろといふべきや
ぞし今紫に御免某といふでもにさ之赤も黄も緑も禁色の他は皆ゆるしいろといふなる
なれど他の色は禁色に紛らはしき緑ばかりよりいふべくもあらでゆるし色とは禁ずる故
ゆるし色さなるとはいふもあるまで似たりなるをゆるされて着るなどあるをばゆるかさでもいふ
なるくなんなり
よく考ふべし

うはおそひ

同 [箋] 色のかへりたるところなどといへる詞にて名
をゆ一つき色のあをにはうちに一つきみゆるとぞ

○末 余尺

なかくれ でしたれ

なごりあかく染しうちぎ 同

[弄][細] 世々のしられくろしとしるなり [箋] 此詞にて紅のうハぎをみしるとよ
ハべるの名ぬけしるとしるべし [花] きぬの次第にきぬの上よりかさねのよふにうちきなり
寸法ハ次第にをめしらいて [箋] 然しバ末摘のうハぎハふるきの裘也此よりも紅のうちぎとこ
まかくしるべきなり [釈] 右の諸抄此説どもいろくすぢくし 如此の事わかりうハぎ
らしるとあるハ深紅の年をへて上の白く成しさて一しき様とおもへバこれハきぬのう
とゆるくりあざりなりくろさうちきらされてとあるハ世々の年をへくしくありしる 褂を
きぬの上にかさねてめしらるゝさてうハぎさよハふるきれうそきぬとあれバ世ハ又その上に色々
へるあるべし花をもふふうちぎとおもでふうちぎハ必ふうちぎとしるなるがあまりバこれハしく
褂あるなしされバみな説ハそのことに下よりかさねて上に及びしる次第ともたてらあらべ
さて又あざりあるくろさとあるハわりくハ紅にもあんらに紅も年をふれバ色あせのきされど
ゆるしもの上よ又なあらず紅色を見ゆりんこくハいかふあるやうなれバ世々ハ世々といふ説に従ふ
べくや
あらん

ふるきれかさきぬ 同

[河] 杜詩云季子黒貂弊ᅳ得ᅳ無ᅳ妻嫂欺ᅳ 注云蘇季子未ᅳ用黒貂裘弊又出遊数歳大困而帰兄
弟嫂妻皆却ᅳ笑之 奉送魏六丈佑少府之交廣 千家廿二 又云兇應疑鶴髪蟾亦戀貂裘斟酌嫦娥寡
天寒奈九秋 月詩 詩の心ハ黒貂の裘あるなり 西宮記曰臨時祭舞人帰路著黒貂皮衣
也 拾芥抄云御衣 安子 ふるきれかさきぬをさる光廿將入道ハ横川よすゞ侍りけるにおくりける
文なるでお山ハさむしとてあまりバそのかさきぬハ風をふせぐんはめしと山風もぬをふきくりつるゝハ
衣うれきさあるよ袖ハぬれつゝ 六帖五 どうしくよ衣なのゆけや皮衣扇をさしてのみ山ふさもむ人
[花] 江次第云昔蕃客参入時重明親王乗ᅳ鴨毛車ᅳ著ᅳ黒貂裘八重ᅳ見物此間蕃客纔

以ᅳ件裘一領ᅳ持来為ᅳ重物ᅳ見ᅳ八重ᅳ大慙云々 [新] 多武峯少将抄に中宮へくるみいろの
侍ひくられくちあし 染のうちき一かさねふるきれ皮の衣をもおびのさしぬきあまぜの移
なまきのかるゝおあまりでも山ハさむしといふあまでバそのかさきぬぞ風をふせぐん [箋][拾] に侍ふ
ひまくる拾芥抄にハあらし [餘] 考るに貂ハ説文鼠属大而黄黒ᅳ出ᅳ胡ᅳ丁零国ᅳ雅翼ᅳ貂実鼠類故字亦
作ᅳ鼦ᅳ史記貨殖傳狐鼦裘千皮とありつゞ抄出にびきのおもふ六尺だちりのあるれ
のかさきぬあやのうくに付くるとあまでるはつくみにませるふともまあ造ᅳ小町ᅳ子壮衰書ᅳ よ
貂裘濕ᅳ江藍ᅳ而色濃也と見ゆり [釈] 山川正宣云凌雲集よ御製吏部侍郎野美聞
使ᅳ邊ᅳ賜ᅳ帽裘ᅳ 歳晩嚴冬寒最切忠臣為ᅳ國向ᅳ邊城ᅳ貂裘暖帽宜ᅳ羈旅ᅳ特賜ᅳ卿之万
里行ᅳ 小野岑守遠使ᅳ邊城ᅳ 王事古来称ᅳ先盬ᅳ長途馬上豈云ᅳ闌 中畧 唯餘ᅳ敕賜ᅳ裘
與ᅳ帽ᅳ雪犯風牽ᅳ不ᅳ加ᅳ寒ᅳ 野美閑ハ即ᅳ小野岑守なり妹子を因高葛野を賀能の點のく
蕃客応接の称呼を用ゐられしといへり御製ハ嵯峨天皇の也
このれ貂裘のよ諸藩にハいと多くまでさのるハとて俗のあらしつ

わらきさめのハらく

ちかくれざて

卅丁オ [花] 体無温といふんとて火桶に火をつくかさせさり [細][新] おに風吹
あまりておかしとおぼり俗にかる鉄とかしつくる人もありしゝそかしとへ
かけてころべきことく [餘] 此説さんさくにあるてわれこハむられ女と翁と緑えんあひて 幼者ハ形
不ᅳ蔽ᅳ老者体無ᅳ温ᅳといへる句をそひおかひくぞでのへるさてその諸句に入ᅳ鼻中ᅳ辛ᅳといへる
句のあまりバふと末摘の影をおもひ出されて笑ひのへる之宵に来りあへる時かやとあざりしれ
俏にそるをさんへつまとちすれ法ゆり路に詩を引いでゝのあふべき故りハおとに烟火とハとりし
火の車にハおいぬをとおひく
説を法くわまへるありとく

いともかしこれりると八

卅三丁ウ [河] そふすをとくざり むしてさしもふひ

さるたぐひ多かりのかぎりなれバあはれをそへてかうとはさざりき 釈 本文の頭書に花宗を
注して後に河海抄の一本をみれバ本文をもうつしと引出してさのごとく注しあへり抄などにて
引とある本八字を注してあるもさればこそ右の河海を
頭書にも挙べかりしを見おとして注されバ並びにここに注す

今やう色のえゆる
すまじくつやなうふるめきたるなほしの云々

廿三丁ウ 花 梁塵秘抄云 桂子内親王紅
梅十二をかさねたるを内の御つかひとて中納言のさかりなるが見むとてかけたりし今
やう色やとかかりけるに抱筋云これハよそのこうちたるあれいまやう色のうちミ
今案に梅の色をいふ古きとへバこれ紅にもあらぬ又ころもいろもあらぬわかきいろにて
此比にてきたるなれバ今やう色といへり大略ゆるし色と同じさまにてえゆるすまじくと
いふハ紅のこきをいふによりてえゆるすまじきといへり
河 聴色今様色也 紅色也 見延喜式 然しバゆるし色同抄紅よりあさくて八ゆるし色といひ紅よ
訓むる時ハ今様色といふくえゆるすまじくとハゆるし色によそへていへるなるべく
細 眠 花より見そふるにハきぬのなりし 釈 右の諸説どもすべていづれも今やう色とは
俗にいふ當世色といふんがごとくその時々に流行もてはやす色のなかにて禁色の中にハさらに
よろしきまでバ紅ちかき此比にてきたる色なれバ今様色とハいふとあるハよろしきを
濃紅にも紅梅にもあらぬなるその赤色をいふやうにのなかにハうらしく柿本老にまさしく
見ゆるにひとつの時でども其がちなる今やう色などきいふとくもあれバ今やう色ハ
おもてに赤色にまがひたるにハあらで其ころくの流行色をいへるに顕せる事なる一公説
のごとくなるべしさればこそハ紅の今様色あるにしてハ沈みの本文などさまでてあり

然しバ禁色にあらぬ浅深の紅色なるべし河海の説ハまぎらはしくさらに叶ひがたき
中に聴色と同じ様に注したるハひがことし又えゆるすまじくとあるを禁色のうちにとりなせ
るへるなどもすべてひがことなりえゆるすまじくつやなう古めきたるとつゞけられバ古めきたる
をさしてえゆるすまじくといへるにてあれ細流にきぬのうへとあるもよろし今やう
いろのうへ古めきたる直衣のとあれバ直衣なる
ことゞ論をまつべきにあらぬをいかで細流誤りけるにや

なる云々

同

うらうへひとしうこまやか

河 表裏同色の濃也 是も舊儀也 花 上にいへる今やう色ハきぬとのうへ
然なりしもいまやういろならぬ襲もて同色なる儀いふなや 細 なりしを
きぬにそへるハ當世の直衣とハみえしかど上古にハうらおもて紅の直衣もあるなり 眠 今案紅
の直衣の事前見分明なしかし是ハ直衣まてハあるべからずいまやう色のえゆるすまじう
ぢやあなうふるめいたるといふまではきぬのうへさまにバふるめいたるといふこと白をきりて
なかしのうへうへひとしうよりハ直衣の事く注二こまやかなるといふをみのうへまでそへる
ぞかしにたうがまなどのこまやかなるなり是今案の義之云々 箋 明 諸抄の説ふるめいたる
といふまでを一句にしてきぬのうへと見るなりしといふ頃より直衣のうへに見るべきの説も
大略かくのごとし然るを松殿装束抄に紅直衣連綿也 法性寺関白直衣布袴紅梅織
物直衣紫織物指貫皆練著之 寛弘四三五法成寺関白左府行曲水宴主人著挑
花直衣柳色指貫山吹色袙 永久三十十四五節童御覧日法性寺関白紅梅浮文
直衣萠木指貫皆紅衣 眠 私云細の義ハきぬハいまやう色直衣ハこと色のこまやかなる
といふ義之然るに箋の義ハ紅の直衣此例をひきり此義も勿論きぬハいまやう色之直
衣も同じ色のいまやうれるといふ義之あれバ紅直衣のくさを執きしまてしりとみゆ

釈 右の説ハいとくむつかしくなるめりたるといふなてぞきぬのうへとなんあれるハ上にもいへるごとく語脉(コトスヂ)切れたりして文をなしがたしきぬなるべ必ずふきぬといふべきならぬ古めきたる衣ゑのとつゞけたきてハ衣ゑなることを聞ふべかりけれさてありうへひとしくきよやうなるといふぞ紙沢の注にあるがごとくなのことやうなりけれとある説いとよろしきのことにてハあれやられるといふ詞ぞしかるつやなく古めきたることをいふでのこと脳やらなるといはんよりく考ふべし或説にハまろ繧(ハナダ)衣ゑまる樺皮の直衣など壮衣素抄どもにみえしハうらおもてひとしきこの衣ゑを呼あきておそれなしむといへまでさてそこの文脉みだれてことやうなるといふ詞行を付しうるとも呼ぶ孫ばそれにハあらじさていとなやくしう隠なくぞなてなるとあるも縫ぎまのつきなくつまくのちかけなれをいふと同説ふいふべくぞよはしき

くれなゐの一ちれごろも

卅四丁オ 釈 此名の詞にてかの事端よりもまゐりきらまへる衣ハ紅の浅きをやうなるひとなる まゐらせ一花とハいふも浅く染たるをいふなるべし 壬二集に初花のひとしほの たさび衣みなとてむかふみやびやかの原 とあるハ後の初花の濃深にハいふべし

だいばん所

卅五丁オ 餘 禁秘抄云三間北間方朝餉 敷黄端畳東倚子其南女房簡入袋辛櫃朱塗也臺盤上ニ有御膳棚二階棚火櫃一園碁弾碁等同殿上中間臺盤東ニ黒漆厨子上ニ置菓子等ヲ其南ニ立馬形障子ヲ鬼間方奥一間ヲ出テ也畳中并南間紫端長押ノ下ニ二間是渡廊ヲ竃ムル也南ニ有布障子二間北遣戸一間蔀一間常不上二間際程副北ニ立馬形障子西ニ立布障子ヲ其外号切簾(キリミス)一間懸遣戸御簾二間也抑臺盤所東北障子ハ到鬼間ニ和繪也

たゝらめの花

同 釈 伴信友翁多々良女考一篇ありていと委しく論(アゲツラ)ひたる要を摘ていはゞくゝふあられ折本するとみてゆべし ○玉小櫛に件のたゝらめの花とあるを論ひてたゝらめなるるべしと従まつるハまことにさることにて字鏡に太々良女式に多々良比賣とみえ後世の書どもにもたゝらべといへる物いふある物とも注(シル)されたおのずこそ此物ざうをしるさまハさゝらよ考ふるにまづかのたゝらめの花れたものゝとくうつひまへるハ政事要略六十七に載せる衛門府風俗哥に云ことみえたるなるて其なをおひのへる下のむハかの末摘花の鼻ぞ赤きにもそへすへるおぼゆれまた下文にもそへんどみえたなれバ多々良女の花ハ紅色(アカキ)なる事著(シル)し云々 中略 さハいへどその多く良女いろある物なるとむねなかりつるに此比源順輯て集の古本ぞ字をとゞるに田畦のでらに形ぶ歌四十五首を廻らしよむべくするてくのくらまとつる中のなかにそのわくふまふらくべのうちはまでをしぞどかひふ花のまほひやといかぎんしてあり今考ふるにこのたゝらめハたゝらめの急(ツヾ)とるゝにて紅梅のことなるべし 其ハ内膳式に見てたる多々良比賣も同物にて漬年料雑菜の條漬春菜料の中に多々良比賣花搗三斗料塩三斗と載られたるこれなるべしさてその多々良比賣花搗とあるハ紅梅の花よくその蕊(ズミ)を搗(カチ)とりて塩漬(ツケ)にして奉る料なるべし今の俗に梅の蕊を塩漬にして食に餌(アゼ)酒の肴なにすることあり醋(カラ)気ありてめでたし此物あり古るるに甘いるを漬て後常に花の白きハやゝ艾だちまくを紅梅ハ蕊の色くハ殊にあかき物なるがさかりゝるてたかあせぐて美番(ウルハシ)きもののまゝバさてうちきさて紅梅をなする例なりしなるべくまさに此梅むらしより紅梅と呼てめでたき事なるを御饌(ミケ)に奉るにもあるて然申さんハさればふつきなけれバ持らふうる物しく多々良比賣と称名を申して為り来まつる例(アト)のまゝにやがて式にも其名あて載られたりし物なるべし 細注「但しこの名づけられなんハ考へ得ぞたひくおもへバ多々良とハ紅梅の蕊ばかりを器に盛たるをたゝらの燧(スリ)にもならひよせたるにハ、ありぬらん但しさてたゝらは蹈鞴(フイゴ)の事にハあらで、埃嚢抄に大嘗會の火桶元三の御茶温(アタヽ)むるたゝら

○未 余尺

などハ世の始りはおなじく冷泉院の御時焼亡ありしとみえたりと記せるにてうちことさへ色葉字類抄
に鑪をタヽラとよめり鑪ハ爐と同字にて字書に火牀也と注せりさてたゝらの熾のあかくてこと
なりたる子その撥絲はあかきを火色といひならはせるをもいさゝかよしありて比説ハ此草の
うるはしくやさしきなよりて花をみてもおもはるゝ此をせめて試よいふのみ」さるをとうちあはせて
紅梅の一名乃ごとくに呼こともありて花によらめといひ又ふと思ていひてくるもなかりし
なるべし ●そえて云新撰字鏡に葉ハ蔣中友長也衆也姓也族也聚也多々良女とよみてたるもの
ろふあげつくるにまらめなるべくおもへるまで字注ハ他義なれバ其ほどの考ふべきはなし
正字通に葉草ハ生山澤ニ如蒲黄ハ葉ハ如荻 ともみえたれど何なる草とも知がたく花状からあ
にハあらず合ちんで又小様によいたまりてたゝらべといふものいつれものふかくしらぬもあまたあれば
これらをもさだめかねて本草のものくはしきくに向試らるゝに本草毒薬部に載る石龍
芮といふ物説の方言くさぐさある中に タヽラメ タヽラベ タヽベ タヽナベ タヽラビ タヽロベ タヽ
ライなどもありいひよいへりいづれも此の名なるよしみえて 注「此方言の中にタヽラメ タヽベとも云るを
本考のこくは考の徴とすべし」秋冬より溝瀆または水田などの中に生ず二三月のころ
五瓣は莖に密くものにまた湿草部にいへる鱧腸をもタヽラビといふ所あり此も春末
夏初つる生ぜしく夏のなかぞ枝頂ごとに白き碎瓣なる花をひらくをおきて
似りよひたる名の草木をまぎれといへりこの二種花ごとなるくらまでまず食料とすべきものに
あらざれバ本考にあげつくる多々良比賣にも多々良女にもあらざると明らかなり」巳上信友考
村田春海云字鏡に葉を多々良女と注せり因ておもふに式の多々良比賣ハ多々良女にて爛
目の義なり和名抄に瞼タヽラメと注あり瞼ハ眼瞼のたゞれて涙の出る病なり凡て草に病の
名をつけしる例多し龍膽草を疫草敗醬を血眼草などいへり今按に多々ラビといへる草

ありしハ本草に載る石龍芮なるべし其主療をみるに明目の効ありよて俗に突目と
いひて眼瞼の腫る病に此タヽラビの生葉をもみくだきてその汁を絞りて挑げて頂後の
風府といふ穴所へはりつくれバその腫を治するよしいへるといへる故にハまさ
しく今のタヽラビなるべし」巳上 一説云雅亮抄ひとらいまさるきねのことといふ義にう
らえたすりあハあでしとできるにも花あるハ秋より春ハなかく二つありにひとくさ
経てまらべむとてできるとある此文くわしくしらねど推て考るにうつるものを
二つならぶ花あるひくをかさねるにをタヽラベとなづけてきるといふさくなれバさらんも
花ハ紅のうすきに落たるをとびらるをいふなり」○廣道案に伴翁の考いと精しよろし
然までも其稲の名清をさへ多々良比賣といふて此なかいはひあらん唯さる名の春菜は名を搗て
塩漬にしたるやうにせしものにて石龍芮ハ茎もなく花赤くしねバ信ろグしなけよく事ゆく
定むべきさて搗といふことを説きたる注に上二八畧 稲麦の穂を連枷にて打とるをかつといひ
菓などの枝にあるをうち挙くとるをもいふごとく蒼の枝にあるを搗とるといふべし
此外にも菁根搗韮搗などいふさぐひの名あるは皆是より搗ざりハさおへるも同じ意にて
出てうちあらひたる物なるべし」とあるハいかで搗ハかつとも治きて搗和する事をいふよしなれバ
撃落して中すにハあらずて万葉集十六によめる酢に蒜都伎合而鯛願ふとある合而をかてへ
と訓るも搗和るといふことにて和名抄葷蒜類に搗蒜を比流豆木とあるも蒜を搗くだきて和合さ
る物と見ゆるされバ多々良比賣花搗もかくのもの花を搗くだきて漬たるを搗と体言に
いへるなるべしとふくに搗ハ臼なるにて搗碎くるを語とすれて其落たるをいふにあしからずとハ
記してる菁根搗韮搗などうちかへしおもひみてもさし搗栗なといふもあと名のごとくにも
少しものでこれども小き栗をバ打碎きて用きバ搗碎く方の意にてそゆるさて又多々良といふも

玉篇搗ノ注ニ同擣ノ又擣ノ注ニ手推也築也トアリ

○末 余 尺

鐘の名として織の名をひよせたるやうよいはれたる試の説もいかで之あり此梅の名といふよ詮て
いちで爛梅の男語なども有らんか擬ざずして貯ふる物あれバかくもいふべくおぼゆされどなほ
決めがたしよく人よ問定むべくなん

みかさの山をもめぐバすて

日 釈 東遊求子の歌よ云 千者也布留賀茂能
也之呂乃比女古末川與呂川與不止毛以呂者可者良之とあるを河海抄などに春日社にて
八三笠の山とうたふとあるハ賀茂の社を三笠の山とかへてうたふといふなるべしされどもそれよりの傳
はやおかつかれし古今集東遊求子歌の裏書よ立擬歌春日歌倭歌柏木歌といふ有て
その春日歌の下ニ東遊之後多唱件歌故以附出とありて其歌ハ加美乃末須加須
加乃波良二多津也々乎止女多津也々乎止女とあらぬ風俗八乎止女の歌に也乎止女波和加也乎止女波加美乃
也乎止女加美乃也乎止女也乎止女とある所の歌に也乎止女波和加也乎止女波加美乃曽
太川夜々乎止女太川也々乎止女 二段加美乃万須太加末乃波良仁太川也乎止女
太川也乎止女とある八右のまる所と同じとゆるしてかくの如唱へざまめいさかかそまるのし
なり太加末乃波良仁とある句を河海よ引きたるにハこのみやしろにともいれハ或ハ春日
の名にてハ春日の名ともうたひかへしなるべしさて三笠の山をもとめとハなるまで右のすがたの
名にしらや八乎止女とある詞ハよく他の人にハ知られぬやうに源氏君のおぼひくん
さる付似老のあやなしてかゝまつよきをよべきもさら衛門府の風俗なるに東遊の求子れ
後にうたふ哥を継てたゝらめの袖の如きをとり女を去てといふことをあやめりのまゝ
とやみるべきされど春日も三笠山も共に佶の縁といふべし八知ぎなし枝をみべきなり

かいねり

日 釈 宮重一清云火色かいねりハ男女よつうじて着る色目之女ハ衣に用
ウ 為男ハ下襲よ用ゆる装束諸抄の説のなかき染色のことにたとへり

神なる紫よひろうち紅黒の袖のきぬおくしくもかくるさく紫生紫にふきよげなる絹にて
なれども向きかのねり絹とてあろふに吉きがひくらくきでてに黒のねりなるの袖りとある
衣に源氏の君にハ見てよぎて地のすと見てゆかされど壮光木抄源氏注釈くる法色の名と
注きたる不審なりさりもあるべしといふは伊勢貞丈主云擣練の名ハ中古より詳ならざりし
とや何人のい出しよ今のねり紅赤き色の事として火色にあらべてその名とを論ずるは
かなり法説よもちくよして決しがたかりしよあるを一清翁の源氏抄かねり黒かねり白かん
ねりを記として色のこまよハあらゞで地の事をといへるまてよく見てまかり紅黒の地の
出しもかいひく何物の地ともいはざるハ遠ふろうと今あるよいふ擣練のかいとハ名べくバ絹
なれバよいハ破るすをかいやる事るまゝ法かいへる法くなる事をかはりてあらむ数のかいよく
擣よ之いなくあるべ虚詞くさまバ擣ぎる生絹よ對して練る絹をいひしこと明かなり一説云
かいねりハあかき緋色の練絹をさしていふことくむすかうさるハかとちて練絹の緋色あるをさ
も唱へて紅のかいねりといひてんを練を約めてついにハかいねりといひしたいへど緋色の練絹の名
とゆするとくなりたるあるべし惟るハそのかいねり絹のことにハ緋色にあるが多く紕色を稀
なまじバおのづからにおりをもする嘆くなりけるを他色あるハ皆某色のかい練とも称きを
分ちていふまくあらしおもて向らん紅ねり黒ねりなどいへる是あり白とも黒とも某とも
よげぞしてくでかいねりとのみも必緋色の練絹なりし而ふ火色と混まりて其列きは
やうやうしきなりけり後よハ附会の説もとりくかいに出来たりしこと廣ハ道云右の説どもあかいかれ
を挙ていへきど今ハ本をそて男きつかい練りハ伊勢めしの説わざく練絹よかりなる名
なれば後にかいねりよかいやりのかいハさし緋のいつれさる語の中よかい
どるハよろしかいやるハ遣之破よハあらでかいはくハ書つくゝ搔作にハあらでかいかくといふ語ハ只

うら無き綾なりしを後に綾のごとくいふのことし後世皆練とも書るハ暗推の字なるべし さて後の装束抄どもにそさへぐくよりまでく或ハ裏打さるを云といひまたハ裏を張ることといひ或ハ裏紅の綾なるを云といひ又ハ火色と紅の綾同じ色なりといひまたハ差別ありといひそれまでかのわりの衣なきさハ右の説ともに略なり後まで綾なる名だにもおぼつかなし附会なるの説なりおほかたさかづらの事も家々にていひく秘らましくしければ後までいづこ定しとも知られぬやうになりくさまぐくれ説ども出来にし事ハいまだのとしそのうちあらきなきせの麻までぞなくし

あそぬよ我らく

家 旧 花 今案見なし見んよくやハ家も見んへと見よのんくかさねていづらさ称ぐへぐてらるもく 細 んハいとど露ぶりさる中と思ひつるにかし衣見んかのたくそれぞなどへぐてあるさまふうけなりハ称しかの露ぞてをかさねよくあるらくらく 明 かくもちつるなり

拾 源の家よ称んごろよ見てよとてや此花ハまりうつんとし花やるふ家も見んとあるハ不称ぞ

釈 註白ハ相互よ見んもし見て事もせんとやと咎めらるさくとやよとあるにんをつくべし思らいさらたなぐくり細流ハ衣の事れ源るし いとど拾遺よ家ふ称んでるよとやとらへるハ文書ぐくりあそぬ衣をかさねてとふ評称よ見てるべし いとどハ露ぶる中よいとどといへりてへぐつる年のはよくかさなるさし 餘 うたぐ物語花びしきのおるよみぐらしわがくの年もへぐてそうこころもうらみし時そいつでも拾遺集の家そ頭昏に あひそひしわどそ衣を中ふへぐてしぐれ詠ぐりしふ今ハあはぬ秋をさへいぐ秋も屈ぞそしとなり

浦そひとぐ

卅七丁オ 餘 明阿法師のうつが物語ふする そへぶる我見ましバ一具ハ具をひとぐとよむべしひとくぐりとよむ屈し音ふいそぐいちぐくしとあろうもめてハ一具とら見とくぶわとらまさつくんをうたをる時ふひとぐとをるよやされどひとぞうなどいづ詞も音訓をまじへ

朝ハ御ノ誤ナルベシ 四二乙未ハ日本紀ニ見ユ

てたけなりきつて 釈 紙江よ書しれるが文をそやうてひとくぐわとかまてつさるなもあらしふやさらバ写し脱きもかくむされどひとくぐれとかも此物語の比ハ俗語とさへくおくらかし

をとこたふか

旧 河 天武天皇三年正月朔朝大極殿詔男女無別闇夜踏歌 ウ 男踏哥ハ 聖武天皇天平元年正月十四日始有男踏歌 女踏哥ハ 天平十四年正月十六日天皇御大安殿宴群臣酒酣奏五節四舞更令少年童女踏歌是濫觴也 餘 聖武天皇天平元年云云の事續紀に載ることなし 何によりてかかる紀 天平十四年云云これハ続紀に見えて正月壬戌の日なり五節四舞とある四ハ田の字の誤なり舞の字ハ下に記の字を脱せり是濫觴也れ四字続紀の文にハあることなし 釈 踏哥のこと新釈なるどもも説あれどわきまへがたき事なれバここにハ略く

七日れをちゑ

旧 釈 伴信友

為七日節会白馬青馬の精考ありいと長ければ其文を約めて大むねをここに記してくはしくハかの考を見るべし○彼考に云正月七日青馬を御覧し給ふ事ハ万葉集に水鳥乃可毛能羽能伊呂乃青馬乎家布美流比等波可藝利奈之等伊布右一首為七日侍宴右中弁大伴宿祢家持預作此歌但依仁王會事却以六日於内裏召諸卿等賜酒肆宴給禄因斯不奏とあるぞ書にみえたる始なること 此事の例に依るに聖武天皇の御世天平二年正月七日のことの事これより先に始まりたる事にハ其ハ詳ならず又此後お続く行はれつるやそれまでも考ふるに絶えずなかりけざりしるや 色葉字類抄に李朝事始をひく光仁天皇宝亀六年正月七日天皇御楊梅院安殿設宴於五位以上已而内厩寮進青御馬兵部省進五位以上装馬とあり河海抄にも此文をひきて此青馬始也と注されたり此事續日本紀にハ載られずして弘仁内裏式正月七日

の會式に引青馬式を載られたり水鏡に弘仁二年正月七日ぞはじめてありけるとみえたるを
なかさとあれ紹運録嵯峨天皇の御譜に弘仁二始覧青馬とみえたらぬおほくは中間廃
られたりつる後此時再興しあへるをかくは記せるものゝ國史にては續日本後紀より始めて
載られて仁明天皇の御世承和元年正月壬子朔戊午御豊楽殿観青馬宴群臣とみえ
たりけるぞ始なるとし さてそのあたる式覧したまへるは右にいへるごとく彼の助陽氣也文徳実録ニ文ヽ上ニ引タ
ルヲ今廣ハ道ガハブキタルナリの謂なるし 江家次第白馬節の裏書に御馬本数廿一匹禮記曰以青馬七匹
然而用二十一匹者三七之義也三陽之義之由見寛平御記まし 年中行事秘抄に
帝王世記云高辛氏之子以正月七日恒登崗命青衣人令列青馬七匹調青陽之
氣馬者主陽青者主春崗者万物之始人主之居七者七曜之徴陽氣之温始也などと
みえたる漢土の風俗によりおへるものなりけり さてそのあたるは儀式の青馬儀の條に宜
命に常毛見鬣青馬駮見太万閇退止為弖奈毛云々弘仁内裏式内裏儀式和名抄に爾
雅注云葦騅今按葦者蘆初生也吐敢反俗云葦毛是也青白如葦色也とある毛色にして
又或は青鷺毛ともいへりとし それは蒼鷺の羽色に似たるゆゑなりけりされば今俗に水青といへる
白馬毛付奏文にも葦毛とかく例なるをおもふべし さてその青といふは葦毛ともいふ毛色を
ぞ當るべきとし かくて今の俗によべて葦毛といふ毛色をば昔は葦花毛と称へりとし
葦花毛ともいへるは青きに白きが雑りて葦葉にある花の白きが散りかゝれるに似たるをもて称け
るなるべしとし さて今の俗に青毛といへるを古はみどりといへりとし 後の御世とは
なりて青馬を白馬に更めて覧しけるにかなりけり其は醍醐天皇の御世延長の末つかたより
の事なるべしとし さて遂に其青馬儀の字をも白馬と改られたりいはゆる白馬奏白馬
節會などとまでなりたるまで白馬と書ても詞にはなほ旧のままにアヲウマと唱ふ例くかくて

さり白馬とかける書にみえたる始は日本紀畧村上天皇の天暦元年正月七日癸巳白
馬宴とあるを始めて次々皆白馬とかきたりその書どもまた家々の記どもみな延喜より
後のものには皆白馬とかく青馬とするはをさをさあることなし さて然白馬に更めたる謂は
年中行事秘抄に正月七日白馬事十節記云馬性以白為本天有白龍地有白馬
是日見白馬即年中邪氣遠去不来などいへる方の説によりしに據りたるものなるべしと云 又
○序そ云此下なかいと委しくまとめどもかぞりまるも大かたこの類をあげたるべしとて今は略きつ
さて本の式は弘仁内裏式に左右馬寮引青馬入自延明門云々度殿庭近衛分配
前後毎七匹前後寮官人分陣云々出自延秋門記儀式に左右馬寮牽青馬入自延
政門云々其行列也左近衛左右各五人前行左右馬寮頭次之青馬七匹在中次
之左右寮允左右各一人次之青馬七匹在中次之左右寮屬左右各一人次之青
馬七匹在中次之左右寮助左右各一人次之右近衛左右各五人次之江家次第に
左右馬頭度次白馬七匹次左右允次白馬七匹次左右屬次白馬七匹次左右助
次右白馬陣度畢次白馬經殿上前每名門明義門仙華門度御前
自瀧口出などあるをあはせ考ふべく其おのおのそれ據をもしるべし

だいからくしぎつげのもと

きやう

卅八丁ウ [拾]和名抄云鏡臺弁色立成云加々美加介 此和名あまたどもより音かいひ

なまきゝるにや今も然いへり 又云嚴器俗用唐櫛匣三字加良玖師介 (釈)鏡臺は
みうけわちろんて宮は類聚雜要抄にみえたりかゝくしげは櫛を入る匣にて圖も同書に
ふみゆ唐とてもいへるは形の唐めきたるをいへるにて古へおくしげなどいへるは家き箱なりし你
みえはいへるも其後にあたりてより渡り来れるものなどありて其様にしたして造れるをとか

まもるく庭らしげといへるなるべし擡上の笄ハ髪を擡上る具をいふなるの名なるべし
これもまた雑要抄ふ図ありてその納る物を記せる小懸子小螺鈿櫛二枚鋏十足鑷子六足髪擡
三櫛掃耳決在折立身納三寸八分丸鏡笄一合在鏡在折立とみえてさや物たにかくしてげよ
いづれも太さ同じ長ふ見てみるハいかれる由なるあらん案ふ唐くしぎハおもぶてしるさ
元服の儀式などにもみえてあると擡上笄ハさざらハみえずてまたバ恒ふ用ゐる梳笥ふやあらん
或説ふ此笄ハ婦人の用るもののよく主ねと八解梳を収るものなるべしといへりさもや
雅亮装束抄ふ摩上の名づくれふ条ふ此物の見えざるハ奉の事ぞもかやハ元服とやや替き
うら小擡上れを用ゐるふや紙江入捷まきやうぶいのかくくしげとあるなけるよしを
注して持定の具れおくくりずといふあるべしさく持定なども八男の具足と思ひまとさて
そもぞしるてなりとはゆれれども持要と唐櫛匣とハ別なるときバ物いふあらん考ふ侍し

けうあるさんはさく

ぼ 花此一段の詞説をあり一よハ源氏のおくわかまへる
きぬどもれ中よかくるうびさも竹のく成今ふみえで
れふく一よハうそげバうハ未稿の方よきそらまする成めづらしく気ひのかく 眠紫も此そもそ
ぎハ未稿の方よきそらまする之 新 源よりまのせし紫衆を持ちがら持定のひし
と源のおかしよふで無用る紋様のうハきをれいちじるく見ゆれバ今までのさ南と矣
なるなふさえみちぶおろしるやとあやしうもるかく 釈 花やの姑依よろしるべし
新釈湖月も言方を用ゆしれり

もぐはぬたも

廿九丁ウ 釈 女の歯黒むるるいつの比よりかもずまう
でん詳かなし堤中納言物語よ人ハみべて
持くふ涯ある旅まろしさて眉さらにぬきもびせぐろめさらにうるさしきたなしとて
つけ給ハいとふらうれきをさくる虫どもをあさゆるべよおいしのふそくとある文の趣

その世よりいとふるれ時よりはけるる事しゆるもさて和名抄容飾具ふ歯黒 文選注云黒
歯國在東海中其土俗以草染歯故曰黒歯俗云波久呂女今婦人有歯黒具故取之
とある亜歯国ハ皇國の事とあどいへれども詳ならず順朝臣の言ハ今の婦人よ歯黒の具
行ふる故よ此文を取てうよ引くのさぞらわくさてうの本文のこゝをおふ此比よりせる
も男よあふぞらの年比ふなりされバもぐろめハせざりけんを此物語の比となりてはる
さきるにや女もやうかふ行ふくしくなりてもゆすも古代の祖母ぶんみゆるぞわかりてと
あるなの趣さやくうみすらうれ文上よ引る堤中納言物語よまゆふぬきつぶしもぐろめ
もえくとぬひとろくだやよかせらあらぶ紫もうれんれあぶくてしるへバいうまのかざあさく
とかきろ眉ぬきかけつけおど女びさせ事まもバらくなさとあるをそふるよか様はくると生ゆ
ぬくくハ必同時ふせし事しゆすしうりさまえバなまるふさぐろめもやぶしうきる成引くく
ろもせむくまえバまゆのけずやうれなりくるもうれくしうきよしあり」とかけてるハかよ
はくると眉ぬくと同時ふさてるハ定まりくる事ありなふ歯黒めして引つくりなせるへまえバ
まゆのけずやうれと歯の色をおて眞ふ眉のすふおてもし及びくる文さてわかしさくるお
湖月ふ歯黒めの後がくまゆの事れ眉ふなりくる成いのくとあるハうらうへのひがことなり
事のまゆれおくくまゆふなりくるく

かくんぐるしきめのをもえくなるで

ぼ

拾 みえておくあくでこ天阿切多なまえバつぶめてかくハいへり上よりれよ成みえあつらふんと
くゆるんなまえでんぐるしきハ未稿よてみえてので源るだきまや紫をんぐるしといへで
源の外よおもてるおくの紫れんをくるしといへる釈 んぐるしきハ紫の上之かくといふ詞
ふんるをつくべし契沖ハんぐるしといふ語をとぶふんの若きをるみつれさる点ふ誤まりうん

ぐるし八俗にいふキノドクナといふにおなじこゝろ
ぐるしといふなるを待りていへるなり憂き世をみあつかふとあるも末摘花の事なり

〇紅葉賀巻餘釋

朱雀院

一丁オ 河 朱雀院ハ三條朱雀也是後院なり古今集にも朱雀院とあるそ宇多院の御事也脱屣の後ハ此院に御座ある故に 箋 代々のおりゐの御門朱雀院におはしましつるを承平の御門を朱雀院と申奉りてより此號あらたなり兼平の御門を延喜より後の事なるに八此紅葉賀の時分なをぞへたりおもひとゞむべし

釈 拾芥抄云朱雀院ハ累代後院或號四條後院三條北朱雀西四町四條北西坊城東とあり此御代に朱雀院と申奉る御門ハ桐壺帝の御子にて帝の後におりゐさせおはしてこの後院に御座ましましゝより中古まで今とハ別くして混ふべからずいづれの帝にても仙洞となしまゐらせ給ひて後此院におはしましゝをば志ゝ中古よ朱雀ハさらに院の号なり

行幸

旧 細 眠 蔡邕云天子車駕所至見令長三老官屬親臨軒作樂賜以食帛民爵有級或賜田租故謂之幸 晋灼曰民臣被其德以為僥倖也 顔師古云幸者可慶幸也故福喜之事皆称為幸 餘 蔡邕云ハ獨断の説く晋灼曰ハ漢書高帝紀注にみえたり

釈 天子の行ます所にハ幸福あるによりて行幸といへるよしなり 河 朱雀院行幸之先例延喜十六年三月七日辛酉行幸朱雀院有法皇五十賀 同年八月廿八日行幸同院詩題高風送秋韻 康保二年十月廿三日行幸同院題飛葉共舟軽 花 この朱雀院の行幸ハ宇多の御門の御賀によせておるとその故ハ延喜十六年三月七日に醍醐の御門の御時朱雀院と申ハ寛平法皇の御事にて五十の御賀ハ三月の事なるをこの物語に十月のもみぢの比にかきなしたるべし此物語に一院と申奉るあり すなはち父帝の御事なるべしなり 桐壺の御在位の中に一院崩御のよし見えざるは寛平法皇ハ延喜の御門崩じ

給ひて後かくまことさせ給ふなる也 [新]宇多天皇のことをまをすなり
例のかくかくしいづまれ給ふ此御時よりもありけん

青海波

日 [餘]万葉集といへる書

に楽詠一巻ありそれに見えたるハ輪臺新楽管絃時連吹青海波此曲昔者平調楽也而兼和天皇御時此朝依勅被遷盤渉調曲舞者大納言良峯安世卿作楽者和迩部大田麻呂作詠者小野篁作也とあり[新]三位の人舞に立てるハいと古くも侍りしか考ふべし此時よりなかハ後一條院治安三年十月十三日道長公のうへ倫子の六十賀の時経道々の右兵衛督陵王まふ一年栄花物語にみえたる公卿補任に寛仁四年従三位同年十一月正三位とみえたれば治安ころには三位なりしなり

かりやうびんが

日ウ [河]聖主天中天迦陵頻伽声・法華経 文句迦陵頻伽在卵声勝衆鳥云々或迦楼頻賀或曰伽陵頻者梵語也唐云妙声鳥[細]翻訳名義集云此云妙声鳥大論云在卵殻中未出発声微妙勝余鳥正法念経云山谷曠野其中有迦陵頻伽出妙音声美音若天若人緊那羅等無能及者唯除如来音声

かく人のえく

三丁 [河]或本云うく人の袖ゆることを オ それをまさぐ流れうちわふあ

それは舞人ともいふべき舞のまでがるもはなきにかざどうぶるの勿論と然ども澄本しとてかく人のとあるを[餘]雅言考るに楽詠の書に舞手向一方摸寫波引波体也云々とみえ侍ればいまさらなく浦人といふ流の袖もかざしよせありてけやしまでも此下に人のみがせておもしやまさる法居ことぞかうでとあればかゝる人のといへる五文字誤にハあらざるにや細流抄にまさ浦波ハ唐楽ありとまをしたるは今考るにかゝる人とよみまでも舞人の出るさま浦波をいふなるべし細流に唐楽とまをしたるハかく人といへる文字につきていへるにやあるらむ[拾]やひかりうをまとと

のをときかそかるすめて立居につけてといへる舞にハ立居をまなべそれによせくる所につけ居るにぞたぐもあらしのどもなひ出くあそれと見侍るにとて万葉十二立居を有るやざもたしまぎれたれどもはなにつげ侍るハ間使もこなた日十二立居まゐらせるもたしまぞてらささらいまつぶやくは六ハふたでも日十一うちてなひ居ておぞおもふ紅の赤裳すそひきいかにさてこそと[新]河海の式なり此かくによせてはゆき下文の句にお合ぬるを修源ふいへるぞとしへ文修流に細流をも毎じるハさゝ又れぬるかゝ人のとよみあへるハ舞人の出るさまをいふなる居しといへるハ多しなり文の陪ずるに挙げるハ修源おれ翁の装束を考ふるさぞらか唐人めれるいでくちとハ見えまぞてされバひがごとく拾遺の説をまぢくしの遠き中をとるまでめてといひ舞にハ立居すれバそこまぶによせくといへるハよるしたをなかくのどもれわひ出くといへるハいろそてちだうさにハといふ次の句におりぬめのをとやおよく考ふべしとふかくにおはなかるよあゆるんかるる

かうやうれうるをぞくしかいく

日 [細]此楽ウハ唐の

楽とも號合利しものをいふ讃に后をさとくにまちもとがゆらぬの左右の楽花をけ光をさんせせめひくかくの袖まるとよみあへると源氏の女房もとめ給へるふかり

后こそばのかみてもと

日 [細]后の下地なり[弄]きさきかけのまておハしませバかくやめくへり[湖師]迎でも后と

あまたとのんあり[箋]后傍がをよむ立后の宴のことと源の宅ひまふく花宴[花]左后よあしだとまぶ來窮とい後ふのせる紫明抄の説なおりぶ捨るべらしてかみてもとかくえまきてとある時で當時后といふあしだ后がひといふ義え[新]之ハ唐楽高麗楽をとらげてかく人のまくとよみかくるをらひ人のみらどもまでとるハ此下の句ふ皆かうりてはおかし

○紅余尺

やらのひゝれを云且まゝくに儺㑣のちゝれくとむえのへり ㊙右の説どもいづれも釈得
らまさらくとせずえバ先ヅうやゝれうさへるくとある下の注よ左右の楽のけぢめをとふり
かひくかゝ人のとよさかへるやうにいゝまてゝるハさゝとゝれやゝうれどゆすゝふもいくゝしめく
舞楽の盛なる御代よおひのへるやんとなれ御方なゝだ左ハ唐右ハ高麗といふならあれ
ことを知るそぬやうやなるべきとをまし知るへるが伝ひふとしふとさしふこれらもわゆのしぞ此
をくはれなさ注といふべし新釈の説ぎ当ハおゝ人理あるやうなれど相同じ論なれぞ論ふ
及ぶれとふかくにさる故事なぐくの伝ぞりて其朝のふるれきゞ見しをとちりてよくへるがお
大らみ人のそらぞゝし事なぐなりし説よ見されバこの詞を為がじ物よく考ふべし

かいしろ

四丁 ウ

孟 垣代也警固也垣よゝて此内よく装束をさふるへ 拾 今楽孟津の説おかつゝかし やゝて下に本されわゆふのうげよ四千人のかいしろ
いひさゝゞて吹さてさるおのなるどもよあひさうの松風まくとのみ山おろしとせて吹まよひ云
河海云あれての笛譜云ゝく呼花云ゝく此説のごとくちゝつふバ楽人をすべて垣代といゝれ日本
紀立歌場衆 歌場此云宇多我岐 續日本紀云天平六年二月癸巳朔天皇御朱雀門覧歌垣
男女二百四十餘人五品已上有風流者皆交雜其中 云々 又稱德天皇由義宮よゝも歌垣
をせ給ひしことも記さり行列さゝる垣のごとく
なまさぞ名垣といふれ今垣代といへる是なるべし

いうそく

同 ウ

河 右族也華族也又云右職
孟 有職の人ハ諸藝ふなよして人体よいゝるまでのくゝく 餘 荷田在満云有職とかゝる文字ゝも
なくかゆり有識をいふよや雅堂云右職の字なるべし 前漢文王傳よ選郡縣小吏
開敏有材者ハ親自鍔厲遣詣京師受業博士數歳皆成就還帰為右職 注師古曰郡
中高職也 ㊙前漢の説雅ゝく集覧ふも暑く抄淡ぶゝの伝ぶどもゝくふりがゞふ雨ふく

ゆかのやうゝまでゝ漢書なるハ選挙ふつきていゝさしとゆなきバなかいゝさあんとぞねが
ゆる有識の字相應へるなるべし職字の非なるよし人もやゝう多田義俊なるもいへりさる成
中古ぞゝの衣服調度をもゝぶる学問の号とをゝるなくハ
いゝゞれひぞゝくさて抄淡ぶふえてるハ孟津のぶゝれ云く

かざしの抄楽云く

きくをれく

五丁 オ

河 楊氏漢語抄云頭花 加佐之 又挿頭花挿ハ冠の角よ指
そ也結ふる藤を指事常ふあゝるれ名ゝも葵を指とゆすゝれ
冬嫌藤ふ伊衡朝臣万代のあれるもかまぬゝきくをうしろやさてくもかざしつる哉
○菊挿頭事後撰云女八のことし元良の御ふれらめよ四千歳し侍るる小菜花をかざして
乗ふ抄語云治安三年十月十三日殿の上 みち長公の上 雅信の女 にゝ御かゝりかざしの花ともこゞろみそろ
かねの菊れを伝くろてこのきんぶらかざしつる 延喜十八年十月九日御記云女房
侍前菊花盛開此夕ハ更衣命婦藏人等相集頗設小宴云々中略臨明左衛門督折菊
花奉挿頭 新 類聚國史よ桓武の御時楽なゝねど蘭をも挿をゝともさて此菜ハふぢ
ぐらまふハおゝて菊をいゝるり ㊙挿頭花ハ上古の髻華おほゞうなるべし 髻華も上古ハ
鬘ふ髻よさゝゝんを冠の上よ挿きてゝおりしハ推古天皇の朝よ唐ざるの冠位儀礼を摸
しゝひ時よりの事となゝり日本紀をよく讀て知るべし さて後ハ大かた作り花を用ゐ
らるゝ事なりしさまでゝなるまれもゝ風流の為のまゝバ真の花ゝ菊とゆのそゝり

なやらふとて

十丁 ウ

河 金谷園記曰為陰氣時絶陽氣始来陰陽相激化為疾
厲之鬼為人家作病黄帝使防相氏黄金四目身着朱
衣手抱楯口作儺々之聲以駈疫厲之鬼至今歳除夜為之 文武天皇慶雲元
年 甲辰 十二月此年天下諸國疾疫百姓多死始作土牛追大儺除疫ふ儺を追まく

鬼やらひといふ追儺の字をもおにやらひと訓ず始自禁中迄于何家行也 餘 にも慶雲元とせるは誤なり續紀を考ふに慶雲三年丙午のとしなり 新 追儺をなやらふともよむやらふは追ふなり又鬼やらひともいふ こは十二月除夜に大舎人寮方相をたてむ熊皮に黄金の四目をつけ朱衣を着て楯戈を持て鬼の形をなさしめ方相先儺声をあげて戈を以て楯を叩く群臣これをうけて呼つゝ方相を追て御前及びかくれをめぐる殿上人も桃の弓葦の矢して方相を射ぬく さて此夜ぞかの内にも桑弓葦矢して方相を射 又は格子を放ちくらくなし白木の燈臺を衛士が桃の枝を打ならしなどもせしとて歴史どもにしるしたれば追儺の事詳なれば明らけし

釈 河海抄にはおにやらひと読する事を引きて記されたれどさしも用ある事ならねば今は略きつ 和名抄に習俗とあげて周の世より始りて宮園にはそれを移されたるなり新釈の説は江家次第の文を採られたる同書の説に桑弓桑よあしび桃の弓蓬矢葦の矢蘆の矢と注せられたるは文選に桃弧棘矢とあるが本文なるべしなほ委くは本書を見るべし

なぞのえにはれび

十三丁 抱 うたは拾遺集に入世中になぞらへてつらねたる詞なるべし オ あるが中によしとおぼえしをえり出させ給ひて大殿にまゐらせ給ひし

ことさら(?)に結びつけたるにや もののまへにたてまつるなりけり 箋 玉の帯は石の帯にて

私云玉帯有文無文丸鞆(マルトモ)あり巡方(ジユンパウ)あり三位已上用之

四位参議も用之碼碯帯丸鞆なり石の帯といふ四位の人用之犀角帯

巡方丸鞆あり五位用之烏犀(ウサイ)帯 是は牛角をそむる也 六位用之

内宴

ウ 同

弄 正二三月中に清涼殿にて文人をめして詩を作り講ぜらるゝ事なり主上御らんじて遊び給ふ

柄赤色袍を着て保元に信西が行ひし後は絶たる事なり 一注 眼 公事 根源抄云内宴正

月廿一日云々 中略頭書ニ注ス 廿一日廿二日の程子日にあたればなほおこなはれて一二献の後親王公卿に若菜の羹(アツモノ)を給ふ保元に信西が行ひ侍りし後はたえて侍るよし私云丹后(?)なるに一にとて子をしるされたる趣あり不審云々 釈 内宴の式西宮記に委く見えたり宮殿は清涼殿とあるは公事根源に仁寿殿とあるをよしとすべし西宮記に調仁寿殿御簾事仰木工云々と見えたり 公事根源に子日にあたればとあるは西宮記に當子日(ネノヒニアタレバ)一二献後女蔵人等以若菜羹盛土器就王卿座相分とみえしをさしたるなり

一二献とあるは三献の誤にて此上文に給臣下三献とみえたる時のことなり まことに公事根源のなかばに廿二日の下に此ことの字あり 紙本(?)は脱したるなるべし西宮記に正二三月中とあるは

西宮記に應和二年二月廿日の例ありしよりのことにてやあらん さて保元に信西云々とあるは公事根源集釈に平治元年正月廿一日被行内宴と記して保元のことはみえず なほ考ふべし

十九 新 後撰に剱座の坂にふさぬしなでしこはさとさかゆ

丁ウ んよろへつてゑむ号をとりて恵子女王の卅所に歌をかぞへ(?)

よ我くはくらく

せれのへしらまゆらざりたる時おでしこの花よつけて侍ちもりけるよろへつて花までつゆ

ぶるにあぐままず いろにもすべきことをもつのふとよめり今は此二首をかきてみと詞をあしらう

恵子女王の歌は新古今にも入れり此女王は冷泉院の比の人なり

まぐちりぞりけし花びらふとなせむ 同

拾 うつが秋侍よぶさくしのいとおもしろきふびしふとておあり伊勢家集に梅の花乃

さかりをもののひとるくとおもそもくさにをとこ女のあたりのひとものいひちぎるを

をひくのひしくよかせあくるとく

あざまてつるうちえはせぐる

ウ 同

新 尭 大袿(オホウチギ)なりときて云く

袿衣(ウチキ)は延喜式には中宮

○紅 余尺

の御料にとて天宮の襴にあらまほしきるを後撰集に二条后の御おほんて般若
朝拝に白き大うちき給はりけりと見えたれバ大袿衣てふ名もはやくよりありしなんさる
を今源氏のうちきまでがことをは
大袿とてふ位きとはいふべきなり

はりおろして中のほそをゆるへかへしは

ほそを 二十丁オ [花] 箏ハ秦声也世謂蒙恬為之絃有十三象十二月其一以象閏也自一至五大絃と云自六至十中絃と云斗為巾を細緒と云中のなる絃ハ巾也平
調の時ハ二七為宮にて巾の絃ハ雙調にあたりぬるをいふ [孟] 中のほそをとハ巾の絃をす
あるべし細絃よりも猶おほえなり中のほそをとひへる斟之 [細] 箏の十三絃のうち斗
為巾此三の絃細絃といふ細絃の中の事これなることといふなく見るものをも中のおほり
といふなやがて此抛絃なること [箋] 箏ハ大絃四筋中絃四筋細絃四筋合て十二筋此外に巾の絃
一筋ありそめて細く十三絃中の細絃と云之河花両抄の説おまき人の見なれ幼なる絃中のお
とりと云此義よ同じ [釈] 本居翁書入本に村田光庸といふ人の説とてあるを出せるに八字
ありとハ次の文にいふさて為の絃よりも巾の絃ハいよく細く又調子も盤渉調の時などハ巾の
緒ハ神仙調にありくいよくたかきれバ為よりも巾の絃ハいよく絶やすくうるべきに巾をほそ
なしてある為の絃をきれやすきことといふハいかにとなれバ太なれいかくく二七為ハ宮にて其
調子はこの主となりて何事の曲になるも此三絃ハ余の絃よりハ格別に深く来しるかなく
かゝまてがやうに平調の時も二七為宮なくとともあるもんたぬ住なり

平調におしくだして

同 [細] 巾の絃をゆるめて やるゝをおしくだし
ならぬ [万] 平調より絃のゆるむるハ呂一越性調之文をりを律平調になりてくるなれバ平調に
おしくだしるなるべしかたそくぐせりハ拍一越調の楽なり平調の位にくく呂の志く余多り

さる故くされバ通法平調よといへるはや又平調よりかゝれるきこえべをてこゝろるを平調律に
くだして其余の調子になるなるもひきはひく後に又一越調になしてやそろくきりをとり
まひなるにやいづれにても其理あるべしなれ調などもをとあるまでもあれる志くべのてらし
どもをとひへるにや絃の物にも調子をうる代今の世にハ絶なむらにや吹くるのにあれり伝るく
長享二年十月七日記之云く [箋] 此已前のさしべく壹越調なるべし又めせんへせるうさる
調なれども巾の絃など緩に切れして転ぜられ物く盤渉ハさらうふるまる平調ハより程
にうひくゝなる調と大越をおしさげくさべらまいるく [岷] 此段なほかられやくなりゆき
ねしくだしてとハあれども大越調にてもおるべしいうさ協かなる調子を平調にさしくべるる
なりさてもおしくだしくべるにも合をむらうとよむべしさてかぞうくぜんハ長保楽の
破なり蘇合のもふも拍一越といふなそのおつ平調にかくく呂之とこの河海にも長保楽
ハ右楽太食調とあり太食調ハ平調のあにて呂あり拍笛の壹越調に通ぜるなるに
わくいへるに不審なき丸又若ハ絃よりも調子をひくきと異説の義よありさるバ合を
ぞよりとハいへるそ云く [釈] 村田光庸云此注古来誤まれる丸案よ一より五までを大
絃といひ六より十までを中絃といひ斗より巾にいたるを細絃といふハさるべきことなれども
巾の緒を中の細絃とまでかなずしがたし中のほそをとといふハ斗為巾の正中にあるをと
いへるにて中とハ上中下初中後などいふ中の字の義にて為の絃ハ余のくさる在ハ何の曲に
ても二七為の三絃宮になりて一越調の曲なれバ一越調になり平調の曲なれバ平調にな
なり盤渉調の曲なれバ盤渉調になりくてまたの楽の調子になりて主となる絃之
されども中のほそをゆるへかへしとハ中の細き絃ハ為の絃にくく絶やすきもの其事をいへる黄鐘
調盤渉調などのたかき調にてハ為の緒きれやすかれバ平調に柱をおしくだしてなる

盤渉かとく問云為の絃より巾の絃ふいたく且調子も盤渉調の曲なれども神仙調ふあり平調の曲なれども下無調ふありくるしからねバ為の絃よりハ巾の絃絶やすかるべき哉答云さるよてこそ中の字を巾のこゝろとなどいふ中の字なるべしとする説と同じ事ゆて非なり その哉ハ右ふ弁ずるごとく二七為の絃宮ふして主ふありつゝく深く絃ゆくをまゆつゞきて八一五十の絃徴ふあたりてこれをも次ゟくひく絃ゆゑその絃も宮ふ比すれども深くしたしく絃をたてれバ巾の絃よりハぐりしく為の絃なること明らかなり」廣道云諸抄の説いとさだかしからしく決くかくとかゆるもなく絃をもしへ此までも平盤渉の事ふ誤りまされバ煩もしきを措て諸説を悉く記しつるれが中ふハ光庸といふ人の論さしあたりてくさふとハやすかるやうく中の細説とある中の字に説をつけく中のむろう中のゆるこなどの中とをしまさてるハとふかくふ強説なるべし上ふ何ともいぶしてかくふと中のといふべくもあらぬまゝて平調ふおいてハてほそろなせりを弾きゝへるやうにある絃もひびゝてくほそろぐせりハかきあはせまでさるゝまで柏子ふかゝれとあれども上の平調ふハあらでこれハ笛を吹く調子をさだめそれふつまるくかき合をしあふくさりでハ掻合といふもをとふさびいふべきやうなし文の趣をよくく気をつけく考ふべしあふやそるよあけらへんくふるづ神て決むべきなし

うねべ女孺人

九三丁 花 采女々孺人とハうふ出でまで孺人ハうねべようもうちうる女房をさるようく元三の御薬ふも内膳司の御ちからめをバ采女役送して女孺人ふはらへ女孺人ちいぜんのまけふハうるこれく又御厨子所ふハ采女のゆをえらびて得選とあづけく得選役送して命婦ふつぐへ命婦ちのぜんの典侍ふそわたとくさかあづくる節会の時ハ内膳司と晴御膳をバ采女こまで供ぜて陪膳のうねべとく執をうる事も時ふちとがひて上臈ふもあり下臈ふもなるすく如給の事ハいまあら

しさやうなるまでも其名の代ふハちる人もまぐらく又井中人なぞのさるよこの歌ハちるらし給ひたふよりていまさらあるやうなるまでこれの次ふ中給ふく

職員令曰采女司正一人掌ル検校采女等事ヲ佑一人令史一人采部六人使部十二人直丁一人又云凡諸氏氏別貢女皆限年卅以下十三以上雖非氏名欲自進仕者聴其貢采女者郡少領以上姉妹及女形容端正者皆申中務省奏聞といへるをも類聚國史大同二年五月の下ふあるなる十月の下ふ停諸國貢采女といへるもあればハ諸國より貢ぎしハ此時ふ停られたるん然まで

も同書弘仁四年正月の下ふ制令伊勢國壹志郡尾張國愛智郡常陸國信太郡但馬國養夫郡貢郡司子妹年十六已上二十已下容貌端正者各一人と見えてまで此等の所よりハなほ貢たりし延喜中務式ふ凡諸國所貢采女名簿者辨官経奏下知省訖録其由送内侍とも見えたればバ大同ふ停られし後ふまた貢るべきよう

の制ありしふや禁秘御抄ふ陪膳采女尤可然事也近代漸令零落無極尤可有沙汰事也陪膳采女典侍仰之應和例也云々とみえたればハ采女ハ御膳のことふ主と仕奉る女官なりしく然るを後ふハやうやく衰へく名をふ注せしまさるさ歯ふハなれあさりしくさまで節会の時もこうことあるをもてその女職なるを知りまさて采女ハ宇祢とぎ古昔どもふなきてウネメとハいとん名をふもおうねべとかきてり さるハ釆女部とふるを切めくいへるなるべし今ウネメとのといふも字ふつきく訛まてふらくなりしふひがごとなり

御くりぐし　みうちきの人

九四丁 餘 采女被居根合のまゝをみくしあげのおいしれもげのぼれなどいそぜよとおもちるれバべんの内侍おすけなりまへりうるのかりてひれおゆうしふ御れしるてゆぐしけぎさせのひく拵てしあれ 河 中院事書云御髪とる人の事ゝ云く

御梳櫛の人ハいとそくびの無文の直衣を着たりく見えたる也 仍て御うちぎの人といふなり
一説云御装束等仕まつる人ならん御門の無文の直衣を着る人を
みうちぎの人といふならん 花 藏人私記十三云御髻御鬢事侍臣之間撰₂堪₂事₁之人₁供ス無定例皆着当色袍ヲ注 謂₂之御挂₁ 涤紫色絹也納藏人所 今案に御かづらはびんに
あつかる人ハ世のきぬをあらしをさして祗候するをうちぎの人とハいへり 完 見花みうちぎ
とハきぬのありしをいふ 一注云抄に従うちぎの人とハ白ききぬをきるとく 風 御髪御かくのも
とる人とあり 又御さうぞくめさする衣文の人とく 又御かづらぐしハ源内侍みうちぎの人も
御かづらとる人とらく 又かづらぐし御かくりハ源内侍にて御うちぎの人とハいはさうぞく
の衣文にあつかる人とく 新 世事蔵人私記によりんもさることながら只御髪のみならバ同じ
御髪にてもあるべきを御衣を更るハ所にてさせる事なれバ御る人めして他へ出させつかまつるなり
且御かづらぐしの後ハ必御衣ハかへ給ふべし 又御髪のことに外へ出すいくやがてかくう入とらせ
んも煩ちしかるべきをさせ給ふれバ此御うちぎの人も御装束の事といふ説によるべくおぼゆ
国 枕冊子に四位の御ぐしおはさせすひく山井の大納言いれてこうちにまかりし世経
ひくかへしをすみ桜の御なほしにおれの御ぞおかさねたまへれども御うちぎの人とハ見え
ふうこれも御装束のるのわやうにも見ゆ猶よく考ふべし 釈 右の説どもいとさ備ぐ
てまぎらはしきまでこの文勢からむつかし頭すると見える方永年ありのごとくなしでいとこまり
御うちぎし花やかにすへる蔵人私記の注謂文のやうにあれど当色ハ袍を云はいふもちろん
なき事を別に御挂といふんハいかぶしき名づけぶ猶あるべし 又世に事よりて何よりれ賜ひける
御うちぎれをきるとてうるさきを御うちぎの人といへんもことわりなる名といふべしさるハで
大御身近くつかふまつる人なきバ猶さらに賜りまでよこておしめ それをやがて職名のやう

まよかぶら

九六丁オ
細 目の字清濁両義あり清ぬ時ハ目皮也此義にて指名目の皮が白粉なるにくろくそめる当の俗にもしろいぶくろなどいふがごとし 孟 まかぶらといふ本にハいふらぶらと見える注なるもいかあらしとふかくまでておもふなるといひくるいかの私記ある文とハいうらしめとてといへるよく別人のあとりよりてハいふと若さをも縁あるべきや
あり老ぬれバ目の皮くろく放入べくとく 湖師 まかぶらハ俗にいふまぶらなく 餘 和名抄唐韻云
眶和名万奈加布良目眶也按ずるにブラの約バあればまかぶらともいふべし目皮の字ハ史記鄭生
傅に見えたり 釈 本居翁書入本に云眶をカブラと読む説可用ブラノ反バ也 厚き云右の説ども何とも
あたるをいとこなぐしく注をしまであるハいふまかハ目の皮くといふかく略るべき格
をやまかぶらとよみてカブラの反ぶ・あるをいふもおもへば見ぞさるむつかしさ反切を縁るまですべく用ゐたるす

いらじうすづまてけ

同
餘 すづまハ俗にいふつまといへり髪のけつまなる説ありね拾遺集哀傷に若
衣をきていとハ見るかりるあるぶれ其の説とやなるらんてけハ徒然草に
鬢のあつ摘みひさる日ハ髪そげおといふとしありて新撰字鏡に鬢髻かうぞりとあればバ髪によるの詞あり
釈 本居翁書入本に一説云いらじうすづまハ俗に目のすがれるると云詞ありべしハヅレ
よりみゆると云説ハ非なりいみじうすづまとあれどすがれるとハ其処で候ふ居云陰陽は
すづまハ俗におつまといへりとあるハさぶてり髪ともいそびしてさぶとおつまといひてよう
みやうられハ俳云てて髪のかぎりなる縁の際をいへるくさても称髪とハいそぐれども何る
つの名とよめりてハ志らずゆるてそけの説ハよろしすづま目といへる説ハいみじきひがことなくし
目よそげといふ詞あるべしやハ思ふべし

まよかくるおきとよし思ひ侍る哉

九七丁オ
花 万葉四あらくふまらみ

〇紅 余尺

まじ思ひあかゆるまでまよひとかゝる物ハおもちぐ 坂上郎女【拾】こゝろさし八百よふ年四坂上郎女が歌あり
拾ひし恋ふなふも入らり黒髪二白髪交至耆如是恋庭赤相尓【餘】雅望考ふるにまぎらはる物
をさしてあひ待しゆとい字ハ此引歌かゝるちぐ神よ肉待のあそる扉ふあまかりたありのゆく
待恋かさて亡りのゆ字君あれバと出しを源のうへゆひて素葉てて夜のとまそれゆひまた
さゝまけバ人やとかめんとゝとよませゆひさるまで皆夜の絵よよりて待ちけゆへるなり
ゝゝよ又かゝる物をさしてあひ待しねと肉待がいへるも素葉よよりていへるゝ大和物語ふ良廾将
のうたハしも木のありおもゝそゞ君のをほにかるあひハあらじとぞ思ふまろくはかなをあひ
てまちかゝる物をさしてあひ待しゆと肉待がいへるくとく【釈】待詠の引歌も物からあひがたし
大あらきのありを柿本の素葉とせんもつきまく引歌をとれる
例よふぐくり赤を叉とをゝも文ようあらんひがことなり

思ひやりそゝるをとや

九八丁 オ 【河】いかばしふあたてハ久る物あるよ見まくほしきふいざ
なりまさつ きのかぎりかあるものバとく【細】引

見まほしきハかた

哥よ不可及此人ゆくもあがりあかりたる【孟】いゝづいふあたくハ久るとくとふらくふ源ふ逢
されとく【箋】人のゐる下ろ卑ハ限ある物らみ限はねよ諸人かハ及ぶべき随分の人あれども
源氏のあかしく人よも及ざれバ只源氏のこ見まほしきことをれバ人の分源此限りあるかの
あるべしといふ也や【泯】源氏のつまあらくおそするあくさもんまく限申ねんと思ひつまでも見まほしき
しきまで源氏名ゐようざりゐるといふすを見まほしきハかぎりなくそるをとやとはからまりぞ
【湖師】申ねるて見んとハ思へども実よ及ばぬまゝきハ限りなく源より外よハあれとゝやと草
子地ふいへり【新】おもひあがるむやと申ねよ及ぶとも物まぎれがゝく源の意しきとく 追書かたり
あるの詞きえそがくし【玉補】どかりあるを小指よよしとせられるハあやまり【釈】右の説ども何まで

も詠の意をさらく解まちるもあくいとつぬぐくし源ふいふかくれぬあたてハくそると
いふうたを思まへるそうまハよしあし 細流 孟津 泯江 湖月 新釈の説おのがまゝも粗くして
推量の説おゝさなる中よ箋ハ一ふしありて聞ゆきれども君とあるを高下尊卑の
分際をやうよ記まへるハ物の心かあらんとハ尊卑の分際おまよハさらふあづからぬ示かな
るをや又あらうるをとりよをの辞も分際のことゝしてハ聞えがたし也ふ拾補きふ小指を引ぐき
おハさることなれど子説ハ君ぶれバいまたあひとまりゝもきゝまぶ皆ひと思ひぬ説ども

ふんめいでん 日

予が考ちハ本文の釈ふ注せるがごとし

【箋】古語拾遺云至于磯城瑞垣朝漸畏神威同殿不安故更令斎部氏率石凝姥神裔天目一箇神裔二氏更鋳鏡造剣以為護身御璽今践祚之日所献神璽剣鏡也
此文ハ今改メテ本書ヨリ引出ツ箋ニ引タルハ違ヘレバ也 禁秘御抄云垂仁天皇御宇始為別殿御温明殿白河院仰云内侍所神鏡飛出天欲上天而女官懸唐衣袖奉引留依此因縁女官守護云云【泯】温明殿ハとく頭書ニ引是白河院の勅定おぼし凡近代おもしきんハ春興殿
なりてをもとも内侍所とゆして今も女安どもおさあまりふく主上行幸こ別殿ふ
おさしませるの八崇神天皇よりのこすと古語拾遺ふ見て いつさをと出説ときべしとく

瓜

待くわれなかりや志れまし

九九丁 ウ 【花】是ハ催馬楽の山城といふ歌の詞をとるをと
思てよめる歌ふ帖よあり山しろのこ狛
のわたりの瓜つくりなゝひくねぞくや うりつくる【餘】此花宴の歌揺楽よハ見えぬで 拾芥雑下
おもへるきくこ狛のわたりの瓜つくりとるわかくるりなるらん是兼盛集 山城のこまのわたりの
を見てしかゝる瓜つくりそん人の心ふねをお思ひて狛の瓜つくりをよあらされど催馬楽の外
そゝらよ用あし【細】【箋】うりつくりいふせんくまれいふきんの詞をとまり【泯】此出うり

侍りの言はらうふけハ玄宗が行に似やさるまじとさハ此所似り事をなそへいひて彼かの
つまよやあらんとくせんを似くかくる相思ひをせんよりハかくるいやしきものゝ妻に似てなり
ともそひをなぐさめやせんといふにせんと今のよになそひを引合せて此所をうたふなりや
おもしも文爪の時なり
（釈）催馬楽なる山城歌ハ万葉集十一旋頭歌に山しろの久世の
くながしといふ事にあふさるになそへをはしといふ山しろの久世とある所をまちて旋頭に
引る拾遺集のとなりかくなりぬるところはといふ所に合せて似るものゝくさをて志ら似り
くるう人よもハ浙江入楚に従しのくるごとに妻をせや文内侍が此所をうたふなるも浙江のごとく
なるべし頭中将をハ爪似りになぞへるくさるハ中将ハ爪似りのごと嫌しき人なしねども
かりのそねよりよそへてうたふにおもしろみありこの上文に「つまなれ人はなくさめよとおもひつまでと
見えまかりしきハくだりあらる嘆とやといへる所よあはせてみるべし　すこし心づきなきとおもきて

むかし楼のごとくきこえあはれなるかたにおもしろみあるを
とるへきなく源氏君のおぼしあるさまなるべし

かくやをかしかりけむと

人も

円

【河】文君事史記曰云云　司馬相如傳ヲ挙ラレタレド用ナケレバ今ハ省キツ　【花】文君といひけん
若の人も　この文君を宣宗家の事に八鄂州よありけん人もうくやをかしかりけ
んとあり河海よ両説を出されたるが鄂州ハちかく相侍のくるまるへしと注されたる
侍りの言はうらむを源氏の立まつるふハ鄂州の女はうらむを楽天の作しふハ似たるやう
あれども此鄂州の女ハ十七八の相しみなるり源内侍のもてはやさるる歎くすらぶる所で
らんがく侍るやられにようて君宗にハ文君なるがうまくそひ侍りその母名ハ卓文君
そしようて司馬相如にすさそつまてく白頭吟といふ言成侍られり相如これをきゝてあられと
そひたるまや源内侍のすけもとしようて人の老てあさねうしみあらしによりて相侍の作老文

君をひきよせてうきたるべし　【新】花宴に此事宣宗家の事よハかくしうとる朝顔の事に八
文君かなといひなん若かへもとありそて西宮をかて争へども琵琶としもいひ他の語も定め
る事なれハ老女よハかくもそて
琵琶行のさしてねびゆく

なかなかしるく見つけ給ひて

卅二丁
オ
【細】源ハやがて中将と志りつゝ給ふ
翁云こゝざとおそろしげにもてなして　（釈）書入本よ本居
おどろくと

の人なめりとみ給ふに

いふめるを志らく見つけのゝ細流ぶあり中将と志りつゝくハ下の文に人なめりと見ゆるを
ひるがそれならバ本志けれ」とる宣長東に此説ハいうぐくこれハ中将のあかめて源にあて
なりて我と志られじとておそろしげなるけしきを見せさる所に都て著く中将と
見つけ給ひて我と志りて詞文よきるあろりといふ詞かの傍証と云文などをさしする傍證に
あらむて源氏君と知るくとさらに於ち給しげよりてつゝおどろハかるゝむてうつるは中
ねたるものあさらけし「其人なめりと見給ふよと八若く中将と見つけ給ふをさしたるびた
しられいひく下の文を引起さて書かり
引給ふにハあらぐされバ細流説よハあらむて

ほころびて

円
ウ
【雅集】宇治拾遺七水干の
あやしげなるがほころび
びたるをきこそおころびぬひよやかされバほころびのすさまじる所をバかくつけむてして
て　雅望注 几帳のも又衣のもさしへハ閑腋のごとくぬひのこしる所を
ほころびといへるくそれがぬひてあれ所までもほころびぬるをさそふるとはいへるくさまで
ぬひたるものゝほころびたるハ勿論なり　（釈）この雅言が说いとよろし直衣のもあみ腋の
下をほころびといひ
たるとしるべし

あらゞちしく

卅三丁
オ
【餘】後撰恋三人のもとに出まかりたるに
すれかくにさみくあいひたるをさそ成

ひきはげまさバいふくさるゝ花をまさバまうかノめくりて又のおもしろふきりくる藤原清正おもうりし波のこゝろを持つられどもそうしよせつふあらぞ言しきけ給をえひてよみるあるに

おほきさ中ねのなかくらま家はなかりしよのかハいくさくそこでと

なくつりきまし

同 花上畧頭昼三拳夕り 藤裏葉に中宮ふ夕霧宰相中ねのあかりおそり源氏君の給ふとて非参議の何くなおとちかるかふ人そくふさあるハよ

かきとのまくれ非参議とハ二位三位などの中ねをいふとぞでぬ夕霧ハ八座よ昇をもし事ある

なれバ花田のあかりをきるべきといひむる柳のまゝに源氏の帯をうす二あゐのあかねびの

はそふまつれるくとあり今は中ねハうるに二藍あまだバうぶはあかりしまれハなきあかりしといへる

近代直衣の帯ふ下襲の色をもちふ禁色人冬躑躅面白襲裏濃蘇方平絹夏二藍縠おかりきこと今も直衣をきるやぐの人ハな

以下非参議人冬躑躅面白襲裏濃蘇方淺夏蘘芳（俱草達）文生四位

のりしの色を用ゐあかりきぬ人ハ下がさねの色を用べき事あるをなかりしきる人の下がさねを

あちあるハ略儀と見えたり 箋 事ハ直衣のきれを用る儀く直衣めさざる人もかくさねの

色を用べきくせ中をも禁色非色の差あるからし色のすハ其人なく早く善達するなかふ

説君源氏よ年まりきれども色うれくうく 万 直衣をあるされさる時のきれまでおびをき

るとのへり色紀撰ある事とくうるさハ二あゐの色年うけ若きるハちふぐの色く昔儀とく

主人なぐの位ハうれ二藍をきるく源氏ハ三位くおふうるそし 説中ねハ四位あるおふうれ二あゐ

をきるふく二あゐをいのとかりやすてふくそむるといへり色ふりしとあふ見合さ候し

細 鈍袖くある説をるハ辞く持字也

不用之 箋 鐥袖之又ノ義持ノ字云く

まめとそうしや世中よ

卅五丁 花 古今の何ある
オ

なり尋ぬべし 尭 本にみ未見な詞なりとでも世中を観じるるやるもて按に 細同 箋 理ハあきつらく引なき未勘 新 是ハ古今集恋歌よありきてハ妹夫の山の中におつる吉野の川の

よしや世中く難よ言わとてそむきれなくにこゆしあればなるげりまぬあらうそ世中

此二をおもひくひとつよいひるたるなるべし 釈 これハ必引哥あるべきなれど尋ね花

よ世中を観じるとある説さらふ忌はむてらハ互よ哉まさえる事の末なるまバ世間を

観ぜるあどいふべきならんに新釈ハうらしげきれど持引きてる二その名は言ひてそ

うらふハかさひぐにかなく又よ済せる修法を得されきとそべし

さそまをふとらうからかまみよいひ合せる詞なるべし

とをの山なれ 同

新 ふそうとそく真閣云是ハ万葉集卅一丁 拘上之鳥籠山尓有（イヌガミノトコノヤマナル）云々とあるて 注 古への女ハ男ふ父

母の中をもて名聞なるで八名いそめくのむる万葉ふも紀きもえる妹が実名ハちゝぎ～と夫のみなよ

今ハかくわなるふ中なれバ我名をまらさんといへるならく持ちを中比の人誤りくいさとらえ

てとぐ名のふさすと唱へ来まるをふるく古今集よ好事ある出へるやのとさて哥文の

比よハ誤唱へしそのくことらさよいひしとかんてかく出るり

ふまうハ好さかあれバかくてもらちん実の妹るらバいふぞや

つらぬめかし

卅六丁 河 左傳曰帝嫡妃曰皇后後漢書曰以備内職為后正位宮
ウ 囲 同躰天皇 下畧 今曰中宮職 謂皇后宮其太皇太后皇大后宮亦自

七月までに后の

中宮也」釈曰今称皇后為中宮也 細 若つぎの女御中宮ふ立のおもてにゐるくみ事ふ十月とあり

七月て後れその中宮ハ皇大后宮藤温子昭宣公の娘女く寛平九年七月中宮ふ立給ふ昌泰

二年七月皇大后ふなり此ふ撲して書侍るなるべし後ぞ七月先可然也 箋 哥同 尭 班子女王ハ

光孝后宇多母寛平九七廾六皇大后 釈 ちひくいそぐくそのの例をひくかまいうるなりと

あるべからんさらバ右の説どもに従ひがたく河海に引たる文にハ
七月の上旬にそめどのといふところにうつさせたまふなるべし

はらからたちも

おもひやしまさく

卅七丁 河 伊勢物語二条の后のまだ春宮の御息所と申しける時
ウ 氏神にまうでたまひけるにこのゑづかさにさぶらひける翁
大原やをしほの山もけふこそは神代のことも思ひいづらめとてこゝろにもかなしとや思ひけんいかゞ
思ひけんしらずかし 万 此段よくきこえぬことなれども業平も后によりあひしかひなきを今は供
して思ひ出たるなり 花 中宮の行啓には風輦にめさるゝ事もあり文庇車のいとけなきに
乗のふ時もある歟 供奉人誹謗も無きによりてかくもそへし侍るなり

〇花宴巻餘釋

一丁 河 南殿櫻云々 延喜御記にも群列櫻樹東頭
オ なごあり天徳に焼けたるを康保元年十一月

南殿のはなのえん

に植らるすなはち枯る同二年正月に又植られまたく三月に花宴あり両度之写一八重
明親王家樹一八西京より移植さるゝ其後度々焼亡に毎度植らるゝと也 湖 拾芥抄云
南殿前庭櫻樹者本是梅也桓武天皇遷都之日所被植也而及承和年中枯失仍
仁明天皇被改樹也云々 河 花宴事 延長四年二月十七日御記曰此日殿前櫻花
盛開仰召文人聊有花宴昨暮預令召可候文人今日遣使召常陸大守貞真親王
左大臣々々々有所煩不参申尅常陸大守親王参入同尅仰藏人立倚子東北庇
自北第二間敷菅圓座両三枚於北階南簀子敷為親王納言座櫻樹下鋪座西面
為文人座酉尅左衛門督藤原朝臣参即着倚子令召親王藤原朝臣等即参来侍
座仰令召文人即文章博士公統朝臣民部大輔博文朝臣右中弁大江朝臣民部少輔
諸蔭侍内御書所大内記橘正臣以下文章生以上七人参入仙華門著樹下座侍
臣給紙筆仰令献題藤原公統朝臣進昇殿藤原朝臣座前給之令書題目奏花芳
紅蠟珠仰又令上又書奏書之櫻繁春日斜仰以後所上為題又仰令探韻字右近
権少将実頼探韻奉上次親王以下就文臺探韻仰清平朝臣元方在衛維時尹甫
等探韻令就進中座于時内藏寮給酒肴中納言藤原朝臣参入仰令探題其後仰
召楽所管絃者四五人時々奏音声以助謳吟及子尅終頭取文臺以公統朝臣為
講師讀詩仰文人等近侍砌下令講其後管絃頻奏吟詠不止仰常陸大守親王弾

筝中納言藤原朝臣弾琴及丑尅給親王納言御衣文人給綿侍臣及楽所人等給
疋絹寅二尅入内侍臣退出○度々花宴中ニ延長四年例採韵以下尤相似たり○拾遺
集天徳三年三月内裏にて花宴させ給ひけるに九條右大臣さくら花こよひかざしにさしな
がらかくてちとせの春をこそへめ ㊥河海にハ右の外に延喜十七年三月六日康保二年三月五日
同三年二月廿一日等の花宴の例どもを出されたれどさのミハとて今ハ省きつ諸抄にもいでたり
ごとく此物語のさまハ延長の例に近くはあれば彼度の例ならんをとこそ思へ挙らるゝハ要なくハなき事を
見てなべし 箋 此巻の花宴あるハおほかた延喜の御代になぞらへたるよしあり御脱履
後あるまじくバ清涼殿の名おほかに此宴を宛きたるのもらく延長四年の例を引用るも脱漏
御門代の末年号なるに依て庶幾あり○先勅例一度の例をもてすくし式抱信のおもひさ
かれられをかてえ合せて知るべし 細川旨 花 桐壺帝のを脱漏の帝におもずらへなるにつさ
てかの此宮に花宴行ハれしハ延喜十七年三月六日常寧殿花宴詩題春夜翫櫻花延長
四年二月十七日清涼殿花宴詩題櫻繁春日斜 此両度の例にハあらでならべかくてみな探韵作文侍
遊の事あり延喜の常寧殿ハ花のえんも宴席をバ清涼殿にてひらかれしより此物語の
花宴も南殿の桜を侍従ありて宴をハ清涼殿にてひらかれしをおほへりとんれ
べきにこそ 下略 新 或説に此宴南殿の桜此宮にハもしそれど宴席ハ清涼殿にてひらかれ
つゝんといふハおぼつかなし此説ハ南殿の宴とあるにまかせ宴席もそこになるべきこと
を論んで述るべき況や村上の大御時南殿の花宴にて席ハ他にてひらかれしよしも見る
さに且囲碁などするも南殿にてあるの西宴おほくに見ゆるをやまして此宴ハ内宴九日宴など
よりハいたく出されてすべて此文ハ必しも古き例によ
も泥まれたるべきかなどのあるをバ加へざるも多く文段の世の外れなしとをみてまぐれず

と云ひてかべらるも今ハすまれるをもいらであしてやと云ふをバむつるまかくしてちつくる番
るとかつよるまで古きも古きまで新しきもあてしくられ例などをバみるらぬらんまでし
あきかさくれまあつるハかミの恩もて水の月れ大手に任せさらんとするかめし 此春てふも
かの桐壺のみかど延喜の帝よりこと人ならぬぞともいかゞとひハいかも こらぬ説あり

たんゐんたまはりて

同 花 先第一儒者奉御献題次書韵字盛中坃置庭中文臺上近衛次将先探御料韵二字置宮莒蓋昇自御
前階献之次王卿堪属文者文人等各進文臺頭探一字見之奏官姓名及所探韵
字也 今案探韵ハ各分二字作るくとぞく韵字を得るゝ故懐紙端作云春日同賦
㊥春夜翫櫻花各分一字應製詩探得其字如此書之べきなり
新釈にも右の文を係字の出所とされたり河海抄と見合せて知るべし

やまといふもじを賜れりしをと イをとの

細 岷 詩の絶句一首作るべき字ハいとやかく作字なるまで時ごとに出されつゝするを 明 今案
あるべき時のすりにもあらぬ故に立ちて探韵給ふの時の事を退をいふなり 湖 明星の説を用
ふべし 玉 つぎに明星の説よりやはらかの上のするところとるを 庶に云ふとある
をうけたるか上のちがひして明るに云て述る 釈 細流の説よし
明星の義ハ此なのかなり釈にても皆ひとつ云ハ地下の文人ハ常の宴の才ありしくかゝる
方にやんごとなき人おほく物しあるにたゞまなびてもいかにしてこそいやさきやかれどハ
昊なりやまきばのすかれどもあてるよろこそてハいたく探韵給ふ時のを退をいふやとハ此
えざりし詩一首作るすハいと易きわざなるべしとあるをもやがてわが三字ハ写脱を加へ
去れ学生へづるといふまひ

河 南宮横笛譜云昔善儛此曲者有左大臣源
信朝臣及巨勢式人等仍兼和御時勅信朝臣

以此曲令傳習畢成康親王合手御
笛俳於清涼殿前視之者無不感泣

柳花苑 同 [箋]同云大唐には人の死しける時あるさらしくことを作りて葬送の時これを
奏しける也此柳花苑も人の葬送に作りたることにて以て見れば吉の箏には不審なりて
棺をひきし見れば彼死人穢せしことみえまてり吉のことにもちひぬなり云々
かうじも

えやうに 三丁 [河]或説云廣才の人韻字を作りよりて講師もえよくやうざりし欤云々今案此義不甘
オ ん公宴の講師を停とむるほどの人韻字を不論抄守呂遠慮ずるを毎句よみやられ
講じの志るとと云欤 [箋]毎句透逸ずるる所各感ずるとて講頌中にも未もゆかぬ体之又一本講師も大よみを
やうがくと云本あり講師よみをへられてかうじ物ふれバとかくこゝろある義ハわるべからむ [秋]宗祇が点じるにハ
さやうのなかわやましそされど今ハ志るすぶべからむかず
湖月抄のなかよハこのかりしりえよるんやらんとあり

うきみせに 六丁 [拾]今案後撰ニまうり出て御
オ ふきつりしうりぬれバげふるハ
志るべましかりを菱まてもいつこをえらと思ふかとえきまし 中ね更れ
小大君集に剛しるぞいつこをえらと思ひて今世につきぬ中もかくらん

ゆきえらぐへたる風あらて
ウ 同
[花]きこえさすべきとのふ詞を源氏の君は思ひそへてわむれるを女のさてなくてひとへになのめにハとふ
まじくさるよとりわして弟は家をかうしとやとるよろみのへる之源氏の心ハえじあるわさまてハなしゆふ
べおほるはいとふべくれども我家のやどりをたどらんわどのてさわがれんるは我らしろめさるべきこみすりてたがふ
なのりあへといへ君なか志ふかとそハ志つかくのみえれまてわらとふんを下の前よのべのへりふ小ゆくかなり
見もしそふけハ家のやどりをもと見えうし欤ふべきいそれよしそふりしくおほやとらかくいとかれ何まき紀
ほうげたるハ二条のおんぞのやさりまぐれるべきさ事をふけくが家の風よたくへるへし云々 [秋]志るかと
てハ志つかくのいられまてみとのふんを下の前よおべかへとのふつといつそうしき猿なり此中ハ水原抄ずり
猿りそめなへるを河海義など皆この猿を改めまそれにも中花る我説のあしきそとり出しるなり

本居先生の玉小櫛に注どもかく然之と志かおほいわでらいきんはもれかてハもといへるも
あらぬことあり實に此説のめしれぞもじられかよくきこえれい今ハ此説をあげぬ
志るし此箋ハ

はくるのうへがさね
ウ 九丁 [花]今按櫻のうへずず面白しきゝすがうとし今按らしるらふかよれめる月を
かきたるにきさきゆきの空をかきて月をいぶしたるや [箋]うちおの
うへのこ紀ある私にきこすがうなるべしてかのなかに流義をとらし月をいたしるへし花ゆきのいへるふ不當之
一本に空がわしとあるまへ表紙になお紀にハ写し松よきれしる [河]清少納言枕草子にかあらしぞれもの
二重かさねの扇ま宝にちおちあれハあまりてあつくて云々 [秋]
櫻のうへがさねのまよれのまへ表紙になきらに写し松よきれしり

とのへさせ給へるけなり
ウ 十丁
[雅集]万廿六朝なるきふかくて等登能倍 續日本紀 二十四此天下手治賜此諸賜此源家八さかさく
人のあはれはまいらうくとのへさせりとぬちあるすみて同九かくらすぐるままちさくとのへて見る紫れ廿三より
づさとのへかへり 画合二之ちおほらぬけよちそひてものはる紀物ぞとのへくぞのもりとむく
とのへさせ給へるとて [秋]俗にいつすぬく物をのまことのひそ金きまごけハ氣ふてけしきいふさきこ
ざくし

うなつる
ウ 十一丁 [弄]好うるむんを紀うふも出つるへぬもおひかふにたちがちとつふ出るさらへるとそ [細]説に
うれ好字うるむんと公方の御用なるものいふ出つへしもして隠しめる者の中にわの上ず
なとあるもらめし出し侍ると [秋]なおべ義ふふも同し松のうろうの河海かハおほやけにとがめるむしもむ
まとくいふなりればやまほにもし侍くし桜に細流弄花なるより好と記されしるの河海の餘の方にたるらん
しじも称とて出されしを河内本のまがわるべからぬかつて考ふのずもし好字ハ記されしるぬれをもいかうも考へ
たるふやかさめてその。。。。。がすかよきらし名へらうしろしらハ秀家たるのうよ又ぬ諌ををまて。。。らハこわいふ字

あらん欤考へてさむべし

ゆのさち
同 [河]踏哥後宴弓結也 延喜七年二月廿二日御記云賭弓
所奉仕踏哥後宴云云御射場中務親王左大臣以下侍更

〇花余尺

召殿上公卿預召立書別如例御賭物臣下賭 細 今年右大臣の踏哥後宴あるは私の
宴例考べしとあり源高後宴なれば弓をいる事もあるべしあるは藤花の時分の宴なり
此はうくはげしくとあり侍るに 箋 此宴は後宴の後宴なれば弓をいる事なるべしこれ
になる私に小弓遊ばし給ふ琴ひき弦に發する事を聞えて弓をいる弦發事あり此の花の事なければ也
花 二条の大臣にて小弓あそびあるにその弦を藤の花にえらばせられし円融院御集に弦の弦
わたしせむとて弓はえ山のはなをむすびて入るとあるもはなきかりけるぞ宣旨なさて弓かち
なぞらへ八月八山のはちすくたとえまうけん師説弓の弦にて林の中にてあるなるを右大臣の家にて
まなびせられし 秋 並べて弓は弦はおのおの一つの名目となりたる里語後宴を引れたるもこれにて
うれすぬるや簑開の説として弓をいる弦鉄などのやうとあるも
こそかくるかはひかりのたぐ右大臣の方にてありし弓は弦とみえし

藤の宴

同 河 飛香舎藤花宴有興 延喜二年三月
廿日丗日左大臣飛香舎藤花下献物事歟 うつほの物語云三月中の十日ばかりおふぢ井に藤の花の宴あり 花 お
かはけ事にたずさへて右大臣の第にて藤花の宴あり又天暦三年四月十二日飛香舎藤花宴に和哥
管絃等あり

女みこたちなども

十二丁ウ 細 源と右大臣と仲よからぬ事ついでなれどもしるべし しかへと教訓あるは門の皇子たちをとりたててまつる弘徽殿
なれば、おしなべての中にもおほかたすぎきこえ 弄円 玉 みこたちは姫宮たちのごとくに中宮とひろき
をそふにちれ右大臣の家むすめたちはひとしお覚えられ源氏君の御姉妹としてあるはさもあれ
ゆかりは 玉補 小櫛に云ことわりなれどあらん天子御下の皇子をいこの縁あまりやいとおしおつかしき
細流に源と右大臣と仲よからぬ由云いわく教訓あることとあるにこれ玉の小櫛補遺に弁へる
うちしうつれく皇子の子を
みこたちに宮にすぎきこえなり

桜のからきぬの御なをし

十三丁オ 河 からきとは唐綺くられ
きうくあやとはてこそ直衣

布袴事とて例を多く挙られたれどさのみならで今は悉く省く本書をみるべし 花 六条院はさくらの
からきぬの御なをしいまめかしきを引くさきにて是は大君すがたなまめかしくたとへんかたなし今按
此物語に二所おはしけれどもさよ
るひのまさりけり云々

袖口などとうかのをり

十四丁オ 花 栄花物語に枇杷殿妍子三条院后道長公女の大饗に女房の袖口どもなど
しいだされたるは小野宮右大臣実資公は雑せられしにとありまた此物語にもこうきでんの女御の
かくあいなくはへる所にて袖口も目にたつばかりいだされたるを源氏君の事にも見ゆるなどはれはで藤つぼ
わたりにはかかる事などもしらずしておはしますを見あはせ
侍る 細 今云うちらくわるさまをあまりにさしさしきこえ

扇をとられて

同ウ 河 伊之加波乃云々源氏扇をと
られたるをそふにはせてさまよひたる高麗人がれと云々 拾 細 催馬楽石川の哥云々 拟聞書石川を
加茂川なるべきかなれども高麗人の住しなり ○今按鴨川を石川や塚の小川といふ中に加茂の縁起を
もて考へあはせてもれたる事にてらへはさ紀のにいへるよしは彼人のを名排のゆへとなり催馬楽に
いへる石川鴨川の御名なるは哥をあはせて中さるべし又当世にも都人おもひおくべかれど哥合の時雅楽の中も
及ぶべくはあらぬは河内国石川郡なるべし其由名は姓氏録に河内国諸蕃に大狛連は出自高麗国人
伊利斯沙禮斯也大狛連出自高麗溢士福貴王也嶋木高麗國伊理和須使主之後也
られたるを石川郡におかれたる故さて其従者どものまたものあとあらくしたる事ありけるや 花 源
氏の君あふぎのゆくゑを尋んためなり子に石川のこまうど人におぼえさせられてかくいふなり
をあふぎをとられてといひかへるなり
あふぎは ぬしはいかでかとはんべきなり

いとうれしきものから

十五丁ウ 花 草の原をばたづねじとやおぼす いとしきの人はえせきる
せりうれしきかたの結語の詞おもしろくかきなせり うれしくもあれど又いかなるかたのきこえ
たしかにきこゆるをふくませたり 箋 花説さもあるべし此物語諸本物語の眼は源氏のうへにあく

がれて玉の台くへたる○紅のきよらなれど此時其人はたゞしに紅めらは常のちへに出づるをされど
女の身にて人にてそれあらしき事やらん深く思ひよるや源氏の性ありにおひてかくはし
眼をつくべし 細 花鳥説西卯し紹し師説欸諸は正意をもあふまいかしくはあれども女の身に
とりてはちとうろくしと物ぞしき事之を源の性とかく中も此有の 弄 かあるにしがれらへ女の身
べきさまはあべくいとらむやらんあれは物うしとひのらしと其文源の性之花ある説も其敬あるにやと云君
の旨を見るへし此外にあやうさもあれ西説此時のさまにもしかし物もありあきらかにて物をとするへきさんとこ
めて物うしといへるにやと感あるにや此せられしき物らかゞしたへにしる松永氏記物らかなく私にて説之花にて
玉の今はなかなか弄の箋にいひし物名のなすといふは異説之様にもいふ外西卯しとからへし 箋 細流源氏
物語の中にも此巻もくれくるとたへ百番歌合にも此式部は哥よりの題よりも物らく云式部の上ならの
京あの春とも今の君より物之こと 釈 こゝいひのへしたる説あれどうつきなれど之多く挙たりおのが説と評釈の
中に挙たる
がよし

書林

京都寺町通佛光寺 河内屋藤四郎
江戸日本橋通壹丁目 須原屋茂兵衛
同 貳丁目 山城屋佐兵衛
同 貳丁目 須原屋新兵衛
同 南傳馬町壹丁目 山城屋政吉
同 下谷御成道 英文藏
同 大傳馬町貳丁目 丁子屋平兵衛
同 芝神明前 岡田屋嘉七
同 和泉屋吉兵衛
大阪心齋橋筋本町角 河内屋藤兵衛
大阪心齋橋筋博労町角 河内屋茂兵衛版